

平成29年8月25日（案）

教育委員会の事務に関する 点検評価報告書

平成28年度事業分

北本市教育委員会



ALTによるイングリッシュサマープログラム

（国際理解教育の推進）

点検・評価報告書の策定にあたって

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「法」という。）」において、各教育委員会は、毎年、教育行政事務の管理及び執行状況について点検・評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出するとともに、公表することが規定されています。

本報告書は、効果的な教育行政の推進と市民への説明責任を果たすため、法第26条の規定に基づき、平成28年度事務の管理及び執行の状況についての点検評価を行ったものです。

御一読いただき教育委員会の取組についてご意見等をお寄せください。

北本市教育委員会は、今後も市民の皆様の生涯に亘って学び続ける教育環境の整備・充実を図るとともに、「共に学び 未来を拓く 北本の教育」の推進に努力してまいります。

平成29年 8月

北本市教育委員会



教育委員会委員名簿

職名	氏名
教育長	真尾正博
職務代理者	大保木道子
委員	金井裕
委員	安田美詠子
委員	鈴木義信
委員	久保田篤正

目 次

1 趣 旨	1
2 点検評価の対象及び方法	1
3 平成28年度の基本理念及び基本目標と施策	3
4 点検評価結果の構成	4
5 施策の取組状況	5
基本目標Ⅰ 確かな学力と自立する力の育成	6
1 確かな学力の育成と指導方法の工夫・改善	7
2 時代の変化や社会の変化に対応する教育の推進	9
3 「教育に関する3つの達成目標」の推進	11
4 進路指導・キャリア教育の推進	12
5 本物にふれる事業の推進	13
6 ノーマライゼーションの理念に基づく特別支援教育の推進	14
基本目標Ⅱ 豊かな心と健やかな体の育成	16
1 基本的人権を尊重する教育の推進	17
2 人権啓発活動の推進	18
3 心の教育の推進	18
4 ボランティア・福祉教育の推進	20
5 生徒指導・教育相談体制の充実	21
6 児童生徒の健康の保持増進	22
7 運動習慣の形成と体力向上の推進	24
8 安全教育の推進と安全管理の徹底	27
基本目標Ⅲ 質の高い学校教育の推進	29
1 学校4・3・2制（小中一貫教育）をはじめとした異校種間連携の推進	30
2 地域に開かれた特色ある学校づくり、信頼される学校づくりの推進	30
3 教職員の資質の向上	32
4 教育環境の整備・充実	33
5 学校経営の改革推進	34
基本目標Ⅳ 家庭・地域の教育力の向上	36
1 家庭教育に関する学習機会の充実とPTA活動の推進	37
2 地域の教育推進体制の充実	37
3 子どもの読書活動の推進	38
4 地域活動室事業と学校応援団の活動の推進	39
基本目標Ⅴ 生涯学習とスポーツの振興	41

1	生涯学習による生涯学習のまちづくりの推進	4 2
2	学習施設の整備・運営の充実	4 4
3	文化財保護の推進	4 6
4	文化芸術活動の推進	4 9
6	評 価	5 0
7	指標一覧	5 4
8	教育委員会の活動状況	5 5
9	資 料	5 8



国指定天然記念物 石戸蒲ザクラ

1 趣 旨

平成18年12月22日に教育基本法が改正され、新しい教育理念の下、地方における教育行政の中心的担い手である教育委員会の体制強化を目指した、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「地教行法」という。）も一部改正が行われ、平成20年4月からすべての教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに公表することが義務付けられました。

また、点検評価を行う際には、学識経験者の知見の活用を図ることができるとも規定されています。

北本市教育委員会では、この法律に基づき、教育委員会の事務の点検評価を実施し、更なる改善・改革を推し進め、期待される教育行政に応えてまいります。

【参考】 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

2 点検評価の対象及び方法

（1）点検評価の対象

北本市教育委員会では、教育基本法第17条第2項に基づき、中長期的な視点に立って北本市教育のあるべき姿を示し、総合的・体系的な教育施策を進めていくことを目的として、北本市教育振興基本計画を策定し、教育行政施策を推進しています。

このことから、点検評価の対象は、北本市教育振興基本計画に掲げられた施策としています。

（2）点検評価の方法

北本市教育振興基本計画は、5つの基本目標に基づく施策を体系化しています。

このため、点検評価では、北本市教育振興基本計画に掲げられた施策を対象とし、

具体的には北本市教育振興基本計画を年度ごとに実効性あるものとするために策定した「平成28年度教育行政の重点施策」に沿って推進した27の施策に基づく事業の実施状況について点検評価を行うこととしました。

点検評価の実施に当たっては、施策ごとに示された取組に対するその実施状況を参考としました。

また、教育に関し学識経験を有する方から、各施策に関する評価をいただくとともに、全体を通しての講評をいただきました。

(3) 外部評価者

地教法第26条第2項の規定に基づき、学識経験を有する評価者（外部評価者）として、以下の2名の方に評価・講評をいただきました。

埼玉大学名誉教授 清水 誠（敬称略）

【略 歴】 昭和51年 埼玉大学教育学部附属中学校 教諭
平成 3年 埼玉県教育局北足立北部教育事務所指導課 指導主事
平成 7年 埼玉県教育局指導部指導第一課 主任指導主事
平成 9年 埼玉大学 教育学部 助教授
平成15年 埼玉大学 教育学部 教授
平成20年 埼玉大学教育学部附属小学校 校長
平成22年 東京学芸大学大学院 連合学校教育学研究科 教授
平成28年 国際学院埼玉短期大学 教授・学長補佐
平成29年 国際学院埼玉短期大学 教授・副学長
(現在に至る。)

元埼玉県教育局南部教育事務所 所長 金子 美智雄（敬称略）

【略 歴】 昭和51年 埼玉大学教育学部附属小学校 教諭
平成 元年 埼玉大学教育学部附属小学校 副校長
平成 6年 大宮市立栄小学校 校長
平成 9年 埼玉県教育局北足立北部教育事務所 所長
平成11年 埼玉県教育局南部教育事務所 所長
平成13年 所沢市立所沢小学校 校長
平成16年 埼玉県公立小学校校長会 会長
平成19年 埼玉栄中学・高等学校 副校長・校長
平成23年 淑徳大学教員養成支援センター 特任教員

3 平成28年度の基本理念及び基本目標と施策

平成28年度の北本市の教育における基本理念及び基本目標と施策は次のとおりです。

【基本理念】

共に学び 未来を拓く 北本の教育

【基本目標及び施策】

I 確かな学力と自立する力の育成

施策1 確かな学力の育成と指導方法の工夫・改善

施策2 時代の変化や社会の変化に対応する教育の推進

施策3 「教育に関する3つの達成目標」の推進

施策4 進路指導・キャリア教育の推進

施策5 本物にふれる事業の推進

施策6 ノーマライゼーションの理念に基づく特別支援教育の推進

II 豊かな心と健やかな体の育成

施策1 基本的人権を尊重する教育の推進

施策2 人権啓発活動の推進

施策3 心の教育の推進

施策4 ボランティア・福祉教育の推進

施策5 生徒指導・教育相談体制の充実

施策6 児童生徒の健康の保持増進

施策7 運動習慣の形成と体力向上の推進

施策8 安全教育の推進と安全管理の徹底

III 質の高い学校教育の推進

施策1 学校4・3・2制（小中一貫教育）をはじめとした異校種間連携の推進

施策2 地域に開かれた特色ある学校づくり、信頼される学校づくりの推進

施策3 教職員の資質の向上

施策4 教育環境の整備・充実

施策5 学校経営の改革推進

IV 家庭・地域の教育力の向上

施策1 家庭教育に関する学習機会の充実とPTA活動の推進

施策2 地域の教育推進体制の充実

施策3 子どもの読書活動の推進

施策4 地域活動室事業と学校応援団の活動の推進

V 生涯学習とスポーツの振興

施策1 生涯学習による生涯学習のまちづくりの推進

施策2 学習施設の整備・運営の充実

施策3 文化財保護の推進

施策4 文化芸術活動の推進

※平成28年度から「スポーツ活動の推進」に関する事務については、市長部局へ移管されました。

4 点検評価結果の構成

点検評価の結果については、「5 施策の取組状況」において、基本目標のもとに設定した施策ごとの「主な取組」「教育委員会の自己評価」「課題・方向性」を掲載しています。また、「6 評価」において、自己評価及び外部評価者評価を総括的に掲載するとともに、外部評価者による全体を通しての講評を掲載しています。

<「5 施策の取組状況」における凡例>

「事業」

北本市教育振興基本計画の各施策の「■主な取組」における事業を示しています。

「個別取組」

北本市教育振興基本計画に基づき策定した、北本市教育行政の重点施策に係る個別取組事項を示しています。

「平成28年度 取組状況・実績」

上記「個別取組」対応する平成28年度の主な取組状況及び実績を示しています。

「所管課」

「個別取組」における平成28年度の所管課を示しています。【凡例：教総→教育総務課、学教→学校教育課、生学→生涯学習課、文化財→文化財保護課】

「教育委員会の自己評価」

平成28年度に実施した事業ごとの取組に対する教育委員会の自己評価を示しています。

「課題・方向性」

各施策の事業に係る課題や次年度以降の施策の方向性を示しています。

「計画書」

北本市教育振興基本計画において掲載されているページを示しています。

* 「5 施策の取組状況」に記載されている用語の意義については、北本市教育振興基本計画88ページから92ページまでの用語解説の説明を御参照ください。

5 施策の取組状況

基本目標Ⅰ

確かな学力と自立する力の育成

基本目標Ⅱ

豊かな心と健やかな体の育成

基本目標Ⅲ

質の高い学校教育の推進

基本目標Ⅳ

家庭・地域の教育力の向上

基本目標Ⅴ

生涯学習とスポーツの振興



～放課後子ども教室と学童保育室との
児童共通プログラム～

基本目標Ⅰ 確かな学力と自立する力の育成

児童生徒の学力向上を図るために、学習指導要領に基づき、「生きる力」をはぐくむという理念の下、基礎的な知識及び技能や思考力・判断力・表現力、主体的に学習に取り組む態度等の確かな学力の育成に取り組みます。

そのために小・中学校の義務教育9年間の学びや育ちの連続性を重視した取組を行うことで、児童生徒のそれぞれの発達段階やその特性に応じた適切な支援を充実させます。

また、教職員の研修・研究体制の充実を図るとともに、指導方法の工夫改善に努め自立する力をはぐくむための教育を推進します。

- 施策1 確かな学力の育成と指導方法の工夫・改善
- 施策2 時代の変化や社会の変化に対応する教育の推進
- 施策3 「教育に関する3つの達成目標」の推進
- 施策4 進路指導・キャリア教育の推進
- 施策5 本物にふれる事業の推進
- 施策6 ノーマライゼーションの理念に基づく特別支援教育の推進

基本目標Ⅰ 確かな学力と自立する力の育成

施策	■主な取組		所管課	教育委員会の自己評価	課題・方向性	計画書
	事業	個別取組				
施策1 確かな学力の育成と指導方法の工夫・改善						P28
○生きる力の育成を目指した教育課程の充実						
	<ul style="list-style-type: none"> 地域や学校の実態及び児童生徒の心身の発達段階や特性を十分考慮し、適切な教育課程の編成・実施・評価を行い、その改善に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 言語活動の充実や思考力、判断力及び表現力の育成など、各小・中学校の特色を生かした教育課程を編成し、実施しました。 教育課程の諸課題について研修を行う南部地区研究協議会に教員（82人）が参加し、研修を深め円滑な教育課程の実施に努めました。 	学教	<ul style="list-style-type: none"> 教育課程研究協議会で課題についての研究協議や情報交換を行い、各小・中学校の教育課程の編成・実施に役立てることができました。 	<ul style="list-style-type: none"> 各小・中学校のこれまでの取組や実践事例を活かし、さらなる言語活動の充実や、思考力、判断力及び表現力の向上を目指した教育課程の編成をしていきます。 	
○基礎的・基本的な知識・技能の習得、活用の推進及び言語活動の充実						
	<ul style="list-style-type: none"> 学習指導要領に基づき、児童生徒一人一人に「読む・書く」、「計算」を中心として、基礎的・基本的な内容を身に付けさせます。 	<ul style="list-style-type: none"> 各小・中学校が県の学習状況調査の結果などの分析をもとに、学力の状況を把握したうえで、課題解決を図るための具体的な手立てである「実効ある対策」を策定して、授業の改善に取り組みました。 	学教	<ul style="list-style-type: none"> 「実効ある対策」をもとに具体的な授業の改善を行い、学力向上の推進を図ることができました。 研究授業や研究協議を通して、言語活動を充実させる効果的な指導内容や指導方法を広めることができました。 	<ul style="list-style-type: none"> 「実効ある対策」の実施後、定着状況を確認し、課題については学校全体で共有するなど、次年度に引き継いでいきます。 さらなる言語活動の充実や、思考力、判断力及び表現力の向上をめざして、校内研究を進めていきます。 	
	<ul style="list-style-type: none"> 学ぶ意欲や思考力・判断力・表現力などを含めた確かな学力を確実に身に付けさせるため、意欲喚起や言語活動の充実を目指した指導の内容と方法を工夫し、改善を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> 効果的な指導内容や指導方法の工夫について研究協議するため、全小・中学校で研究授業を実施しました。 	学教			
○義務教育9年間の学びと育ちの連続性を重視した発達段階ごとの課題に適切な支援を行う教育の推進						
	<ul style="list-style-type: none"> 学校4・3・2制の推進による児童生徒や教員相互の交流を活性化し、互いの学校文化の理解、子供の指導に関する情報の共有化などを図ります。 高学年の一部では、中1ギャップの解消に向けて教科担任制を推進していきます。 きめ細かな学習指導を展開するために低学年における少人数学級の拡大と充実を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒の交流を図るため、あいさつ運動、部活動体験（7月、各中学校1日～3日）、歌声交流会（11月）、小学生の中学校授業参観、6年生1日体験入学（3月）などを実施しました。 教員間の交流と相互理解を深めるため、小・中合同研修会を夏季休業中に1回開催しました。また、先進校区においては、学期に1回以上の合同研修会による職員の研修、情報共有を図りました。 低学年においては、市費採用教員による少人数学級編制の実施、高学年においては中学校交流を含めた教科担任制を推進しました。 	学教	<ul style="list-style-type: none"> 教科担任制の実施、小・中相互乗り入れによる授業・指導の実施、及び児童生徒交流の実施により、相互の安心感が生まれ、中1ギャップの解消を図ることができました。 低学年における少人数学級の実施によりきめ細かな学習指導が実現し、児童生徒の学習意欲を喚起することができました。 小・中合同研修会や互いの授業参観を通じ、9年間の連続性を重視した指導を推進することができました。 	<ul style="list-style-type: none"> 9年間を見とおした学びや育ちの連続性を高めるため、合同研修の内容を深めるとともに、系統的な教育課程の編成を進めていきます。 当該事業に基づく中1ギャップ解消への効果についても研究していきます。 	

施策	■主な取組		所管課	教育委員会の自己評価	課題・方向性	計画書
	事業	個別取組				
	○学力調査を活用した児童生徒の実態把握と実効ある対策の実施及び評価					
		<ul style="list-style-type: none"> 各小・中学校での実効ある対策と学力向上プランをもとに、授業の工夫をするとともに、学力向上推進委員会でその達成度を評価します。 	<ul style="list-style-type: none"> 各小・中学校において、学力調査の結果を受けて、学力向上のための検証改善サイクルを作成し、サイクルに基づいた取組を行いました。 各小・中学校の具体的な取組の共有化を図り、学力調査を活用した実効ある対策の実施を促進するため、各小・中学校の代表者を集めた学力向上推進委員会を開催しました。（12月、3月開催） 	学教	<ul style="list-style-type: none"> 各小・中学校において学力の課題解決に向けて、検証改善サイクルに基づいた取組を進めました。また、学力向上推進委員会で、優れた実践の共有化を図りました。 	<ul style="list-style-type: none"> 課題解決に向けて、さらに活用しやすい学力向上プランを作成し、教室内でプランに沿った実践を行っていきます。
	○教職員の研修・研究体制の充実					
		<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒に確かな学力を育成するための教職員の指導力向上を目的として、教職員の研修・研究体制の充実に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 各中学校区での小中一貫教育に係る合同研修会及び小・中学校の教員の相互授業参観を各小・中学校で3回程度開催しました。 若手教員のための教師力ビルドアップセミナーを年間13回実施するとともに、学校の中核となる教員を対象に、学びジョン研修会を6回実施しました。 	学教	<ul style="list-style-type: none"> 小・中合同研修会や相互授業参観を通して、児童生徒の発達の段階や指導の系統性に関する教職員の理解を深めることができました。 セミナーや研修会を通して、教職員の資質能力の向上を図ることができました。 	<ul style="list-style-type: none"> 経験の少ない若手教員の指導力向上を図るため、ベテラン教員の経験と指導力を生かした取組を工夫します。
	○地域の教育力を活用した土曜日・長期休業日における補習の推進					
		<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒一人一人の学力の向上を図るために、各小・中学校の実態に合わせて、学習支援のボランティアの協力を得るなど、地域の教育力を活用した補習を実施します。 	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒の基礎学力の向上と生活リズムの確立を図るため、学校支援ボランティアなどの協力を得て、土曜日や長期休業中に補習を実施しました。 (参加人数(延べ)：小学生1,870人、中学生1,180人) 	学教	<ul style="list-style-type: none"> 補習の実施により、児童生徒の「計算」などの基礎学力の向上を図ることができました。特に中学生は受験に向けて基礎学力を向上させることができました。 	<ul style="list-style-type: none"> 補習では、1人ではなかなか進んで学習できない児童生徒の支援ができるので、継続して実施していきます。
	○教員OBなどの教育力を活用した、中学生の学ぶ意欲を支える「北本市営ナイトスクール（無料塾）」の推進					
		<ul style="list-style-type: none"> 学ぶ意欲を支え学力の向上を図ることを目的に、中学生の希望者に対して「ナイトスクール」を実施します。 	<ul style="list-style-type: none"> 学ぶ意欲と学力の向上を図るためのナイトスクールを3年生は月に2回程度、1、2年生においては、月に1回程度実施しました。 市内4中学校の生徒（1年生95人、2年生103人、3年生67人）が受講しました。 講師は教員の他、教員OBにも依頼し、個の課題に対してきめ細かく支援することができました。 	学教	<ul style="list-style-type: none"> 各中学校と連携し、水曜日は中学校を会場とすることで、生徒がより参加しやすい環境を整えられました。また、多くの教員の協力を得て生徒とコミュニケーションを図りながら学習を進めることができました。 	<ul style="list-style-type: none"> 年間の学習プランや教材の提供、講師の確保など検討するとともに、学力向上が急務な生徒に焦点を当てた計画を進めていきます。 教職員の負担軽減の視点からも、講師の確保に努めます。

施策	■主な取組		所管課	教育委員会の自己評価	課題・方向性	計画書
	事業	個別取組				
施策2 時代の変化や社会の変化に対応する教育の推進 P30						
○国際理解教育の推進						
	<ul style="list-style-type: none"> ・ALTを計画的に配置し、研修により指導力を向上させ、児童生徒のコミュニケーション能力を高めさせる英語教育の充実を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒のコミュニケーション能力の向上を図るため、ALT 4人を任用し、小学校は週1回、中学校は週3回、各小・中学校に配置しました。 ・外国語教育の充実を図るとともに、ALTの指導技術の向上を図るため、ALTに対する研修を実施しました。(4・8月、2回開催、延べ8人参加) ・夏季休業中を利用し、小学校5・6年生を対象とした「イングリッシュ・サマー・プログラム」を実施し、外国語に対する興味関心を高めるとともに、コミュニケーション能力を育成しました。 	学教	<ul style="list-style-type: none"> ・様々な体験活動を通して、英語を用いたコミュニケーション能力を高めることができました。 ・ALTの研修を行い、そのことを通じて教員が授業の中でよりALTを効果的に活用することができました。 ・小学校の教員が中学校の専門性の高い授業を参観したり、合同で研修したりすることにより教科化に向け、専門性を高めることができました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校の教員の専門性を高めるために、昨年度同様授業参観の交流や合同の研修など「小・中連携」を高めていきます。 ・ALTの研修を継続的に行うこととともに、定期的に「英会話教室」を行ったり、夏季の研修会でALTの活用方法などを検討することで、ALTの更なる効果的な活用方法を見いだしていきます。 ・小学校の外国語について、教科化及び早期化に鑑み、長期休業中に研修を行い、校内での中核となる教員の育成を図ります。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・子供たちにわが国の伝統文化に対する理解を深め、尊重する態度の育成と国際性を身に付け、未来を切り拓く力をはぐくむための教育の充実を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校の外国語活動や中学校の英語の授業、総合的な学習の時間等をおして外国の文化に対する理解を深め、国際性を養うと共に、視野を広めることができました。 	学教			
	<ul style="list-style-type: none"> ・教科化に向け、小学校段階からの外国語活動を推進するために、教員研修の充実を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各小学校の取組について情報交換を行い、指導方法の共有化を図るとともに、チームティーチングやアクティビティの体験等についての研究を行い、小学校段階からの外国語活動を推進するため外国語活動に関する教員研修会を実施しました。(8月開催、延べ8人参加) 	学教			
○情報教育の推進						
	<ul style="list-style-type: none"> ・情報モラル教育の徹底を図るため、教職員対象の研修会を実施します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報セキュリティポリシーに基づく研修会等を各校において、年度当初、各学期末、夏季休業中に行いました。 	学教	<ul style="list-style-type: none"> ・情報モラル教育について授業だけでなく、生徒指導と連携し、全校朝会や学年集会でネットマナーの指導を行い、ネットトラブル対策を実施しました。また、各小・中学校では、生徒指導に関する講演会や保護者会等でも話題として取り上げ、家庭内のルールづくり、使用状況の管理・見届けを訴えました。 ・各中学校では職員が研修会を行い、その中で「ネットいじめ」について取り上げました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ネットトラブルは、SNS内の見えない部分で多発し、深刻化していることから、ネットパトロールの強化と情報モラル教育の啓発を家庭にも広めていきます。具体的には、新入学説明会や各保護者会等で、具体例を用いながら、情報モラルやネット依存に係る講演会等を開催し、周知を図ります。 ・また、倫理確立委員会等を活用し、教員間での情報セキュリティの意識の向上を図ります。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒に対して、情報モラルを含めたネットトラブル等に関する指導を積極的に実施します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒に対し、技術・家庭科、道徳、特別活動等の授業の中で、情報モラル・ネットトラブル対策等の指導を行いました。(小学校数時間、中学校10時間程度、全員対象) 	学教			
	<ul style="list-style-type: none"> ・校務支援システムを活用し、情報の共有化と校務の効率化を図り、教職員負担を軽減します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・職員室において、システムを活用した職員会議等の情報の電子化・校務の効率化により、教職員の負担軽減に努めました。 	学教			
	<ul style="list-style-type: none"> ・ICTを活用した教育の充実を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各教科において、インターネットをはじめとする各種メディアを積極的に活用しました。 ・社会科での地域調べ、総合的な学習の時間での調査活動等においてインターネットなど多様なメディアを活用しました。 	学教			

施策	■主な取組		所管課	教育委員会の自己評価	課題・方向性	計画書
	事業	個別取組				
○環境教育の推進						
	<ul style="list-style-type: none"> 学校生活や家庭生活で、自然を大切にしたいと思いをめぐみ、限りある資源を安全に、かつ、大切に活用する循環型社会を目指すための教育を推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒の環境問題についての意識の高揚を図るため、各小・中学校において、埼玉県が進めるエコライフDAYにおけるエコライフに係る取組を実施しました。 児童生徒の家庭生活や環境への関心を高めるため、エコキャップ、牛乳パック等の回収を児童会・生徒会を中心に実施しました。中でも牛乳パック回収は、市内全小・中学校で取り組みました。 	学教	<ul style="list-style-type: none"> エコキャップ回収やエコライフDAYの取組を通して、児童生徒のリサイクルや省エネといった環境問題に対する意識の向上が見られました。 学校ファームは市内小・中学校で実施し、自校で収穫した農作物を給食で使用するなど、児童生徒の生活に身近な取組ができ、自然環境や食物に関する意識が高まりました。 	<ul style="list-style-type: none"> 様々な活動と各教科をリンクし、活動のみにならないように注意し、環境教育への児童生徒の意欲を一層高められるようにします。 学校ファームやエコキャップ回収等環境への取組を継続し、児童生徒が常に環境問題への意識を持てるようにします。 	
	<ul style="list-style-type: none"> 自然に対する関心を高めさせるとともに、地域の人々と連携し、学校緑化運動や野外活動センター等の施設を活用した自然にふれあう教育を推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒の自然に対する意識や関心を高めるため、各小・中学校において、動植物の飼育・栽培、花壇の整備などの各種体験活動、学校農園の充実などの学校ファームの取組を実施しました。 	学教			
○学校図書館教育の充実						
	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒の望ましい読書習慣の形成を図るため、学校の教育活動全体をとおして、多様な指導の展開を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒の望ましい読書習慣の形成を図るため、各小・中学校において、朝読書や読書週間等に係る教育課程における読書に関する計画を策定し、取組を推進しました。 	学教	<ul style="list-style-type: none"> 司書教諭や学校図書館指導員が核となり、来室しやすい学校図書館となりました。 本に親しむ児童生徒が増えることで、多様な価値観や豊かな感性、思考力・判断力・表現力の育成につながりました。 学校図書館に新聞を配置することで、児童生徒に社会での出来事を身近に感じさせられ、社会への関心を高めることができました。 	<ul style="list-style-type: none"> 中央図書館や各小・中学校において、読書だけでなく授業で学校図書館を活用するシステムづくりを検討します。 司書教諭の有資格者を増やすため、免許取得等の啓発を進めます。 学校図書館を利用した授業づくりの啓発に努めます。 児童生徒に社会への関心意欲をさらに高められるよう、有効な活用法を工夫していきます。 	
	<ul style="list-style-type: none"> 読み聞かせや朝読書、新聞配置等により、読書活動のきっかけをつくり、習慣化を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> 読書の習慣化を図るため、全小・中学校において、朝読書に取り組みました。また、各小学校において、本の読み聞かせ会などを実施しました。 社会への関心意欲を高めるため、各小・中学校図書館に新聞を配置しました。 	学教			
	<ul style="list-style-type: none"> 全校に専門的な知識をもつ司書教諭を配置するとともに、資格取得のための環境づくりに努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 学校図書館の充実を図るため、司書教諭配置基準を満たすよう、司書教諭を配置しました。(配置対象校の11校に計11人配置) 	学教			
	<ul style="list-style-type: none"> 全校に学校図書館指導員を配置し、読書環境の整備と質の高い読書活動の推進を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> 人の居る温かみがあり、読書センター・学習情報センターとしての機能を持つ学校図書館の充実を図るため、各小・中学校に学校図書館指導員を配置しました。(各小・中学校1人ずつ計12人) 	学教			

施策	■主な取組		所管課	教育委員会の自己評価	課題・方向性	計画書
	事業	個別取組				
施策3 「教育に関する3つの達成目標」の推進 P26						
○「学力」に関する達成目標の推進						
	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒に「読む・書く」、「計算」の達成目標の内容を確実に身に付けることができるよう指導体制や指導方法の工夫・改善を行い、結果を検証しながら教育活動の充実に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 教育に関する3つの達成目標に係る理念を基にした継続的な取組を通して、各小・中学校の学力向上プランに基礎学力向上の取組を重視して実施しました。 市内学力向上推進委員会において、県の効果の検証結果報告書にある取組の紹介や、各中学校区における各学校の取組発表や研究協議を行い、基礎学力を確実に身に付けることができるよう指導方法の改善を行いました。 	学教	<ul style="list-style-type: none"> 学力向上推進委員会で取組の普及・啓発を行った結果、市内各小・中学校での取組が充実し着実な成果があがりました。中学校では発達段階に応じた指導が更に必要と考えますが、個に応じた指導に取り組むことができました。 	<ul style="list-style-type: none"> 学校訪問の際、検証結果で定着が不十分であった分野の取扱を丁寧に行うよう指導します。 各小・中学校に県のワークプリントの継続した活用を促します。 	
	<ul style="list-style-type: none"> 学習指導要領の趣旨に沿って必要に応じ、指導内容や指導目標を見直します。 	<ul style="list-style-type: none"> 言語活動の充実の対応などを行うとともに、南部教育事務所や北本市教育委員会による市内全校への学校訪問等とおして、学習指導要領の趣旨に沿った取組を適切に行っているかどうかの確認を行いました。 	学教			
○「規律ある態度」に関する達成目標の推進						
	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒に基本的な生活習慣や学習習慣を確実に身に付けることができるよう指導体制や指導方法の工夫・改善を行い、結果を検証しながら教育活動の充実に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 教育に関する3つの達成目標の理念を基に、規律ある態度の育成を目指すため、小中一貫教育を通して実施された小・中共通した生活態度を正す取組が研究・実践されました。 	学教	<ul style="list-style-type: none"> 小中一貫教育を通して、生活のきまりの共通化を図ったり、成長段階に合わせた内容にしたりするなどの具体的な工夫が見られました。小・中合同あいさつ運動などでも、取組の意味や大切さを理解して行う姿勢が見られました。 	<ul style="list-style-type: none"> 発達段階の違いを考慮し、学習環境のユニバーサルデザイン化を進めていきます。 あいさつ運動などは形骸化させず、小中連携を通して、中学生があこがれの存在となり、自尊心を高められるよう工夫します。 	
	<ul style="list-style-type: none"> 礼儀正しく人と接する習慣を身に付けるため、各小・中学校であいさつ運動を実施します。 	<ul style="list-style-type: none"> 各小・中学校において、あいさつ運動を毎月実施しました。本年度は全中学校区で小・中合同のあいさつ運動を行いました。 	学教			
○「体力」に関する達成目標の推進						
	<ul style="list-style-type: none"> 「体力」達成目標について、児童生徒一人一人の体力向上目標値を設定し、体力向上に取り組めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 新体力テストの個人結果である体力プロフィールを活用し、児童生徒一人一人に自分の体力を把握させるとともに、自分の体力に応じた目標を持たせ、達成できるよう小・中学校へ指導しました。 	学教	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒一人一人に体力向上目標値を設定させ、目標達成に向けて主体的に活動させることができました。 	<ul style="list-style-type: none"> 小5～中3では、授業の中でも自己の目標値を意識した指導を行い、さらに体力向上に関心をもたせ、継続的に努めていこうとする意欲を高められるよう指導します。 	

施策	■主な取組		所管課	教育委員会の自己評価	課題・方向性	計画書
	事業	個別取組				
施策4 進路指導・キャリア教育の推進 P32						
○積極的な進路相談の推進						
	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒が明確な目的意識をもって、主体的に自己の進路を選択できる能力を身に付けられるよう、発達段階に応じたキャリア教育を実施します。 	<ul style="list-style-type: none"> それぞれの年齢にあった段階で、将来の夢や希望を持たせ、将来なりたい職業に就くために自分の課題を持たせながら、キャリア教育を推進しました。特別活動などの授業では職業調べをして調べた内容を新聞でまとめるとともに、発表を行いました。 	学教	<ul style="list-style-type: none"> 特別活動の授業で望ましい職業観をもたせ、自己の将来の夢や希望を持たせることでキャリア教育を推進させることができました。 	<ul style="list-style-type: none"> 進路指導及び進路相談について、校内の進路指導計画をさらに充実させ、学年ごとに計画的に進路指導・キャリア教育を行い、生徒や保護者に寄り添った進路相談を実施していきます。 	
	<ul style="list-style-type: none"> 生徒がより適切で主体的な進路選択を実現できるよう、進路指導・進路相談を実施します。 	<ul style="list-style-type: none"> 各中学校において、卒業後の進路選択を適切に行えるように、保護者・生徒・学校との三者面談を実施するとともに、進路に係る教育相談を必要に応じ実施して、主体的な進路選択が実現できるように支援しました。 	学教			
○家庭や関連機関との連携の強化						
	<ul style="list-style-type: none"> 学校だより、家庭教育講演会等で家庭におけるキャリア教育を啓発します。 	<ul style="list-style-type: none"> 家庭におけるキャリア教育を啓発するため、各中学校において、学校だよりなどにより進路指導や進路情報の提供を行いました。 子育てについて保護者に情報提供するとともに、家庭における進路教育を啓発するため、各中学校において、家庭教育講演会を実施しました。 	学教	<ul style="list-style-type: none"> 学校だよりなどを活用して、保護者に情報提供するとともに、家庭教育学級を開催したことで家庭におけるキャリア教育の意識を高めることができました。 	<ul style="list-style-type: none"> 家庭との連携については、すべての家庭（保護者）に周知して連携できるように、更なる工夫を進めていきます。 	
	<ul style="list-style-type: none"> 職業に関心をもたせるため、地域の職業人による講演会等を開催します。 	<ul style="list-style-type: none"> 生徒に自分の夢や希望を実現するために何をするのが望ましいのかを深く考えさせ、働くことの意義などに関心を持たせるため、それぞれの分野で活躍している方を講師として招き、講演会等を実施しました。（北本中学校：埼玉アストライア女子プロ野球監督、東中学校：川崎大師教化部副部長、西中学校：外資系国産物流会社営業職、宮内中学校：東京電機大学工学部教授） 	学教			
○職場体験の充実						
	<ul style="list-style-type: none"> 企業や施設などにおける職場体験を関係機関と一体となって実施します。 	<ul style="list-style-type: none"> 生徒の職業観についての意識の高揚を図るため、市内全中学校2学年で市内及び近隣市町の店舗や企業、施設などにおける3日間の職場体験を実施しました。 	学教	<ul style="list-style-type: none"> 3日間の職場体験事業を実施することで、生徒は職業観がさらに深まるとともに地域の方々との交流の場にもなりました。 	<ul style="list-style-type: none"> 職場体験終了後も関係機関との連携を図り、今後も取組の充実を図っていきます。 	
○職業教育・産業教育の推進						
	<ul style="list-style-type: none"> 社会人や職業人として、自立できるよう、地域や産業界と連携・協力し、望ましい職業観・勤労観を育成します。 	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒が望ましい職業観や勤労観をはぐくむため、各小学校において工場見学、各中学校において職場体験を実施しました。（訪問先 小学校：グリコの工場、中学校：北本市内の商店や施設） 	学教	<ul style="list-style-type: none"> 実際に見学や体験をすることで児童生徒に望ましい職業観や勤労観をはぐくむ一助となりました。 	<ul style="list-style-type: none"> 市内にある工場の見学を積極的に取り入れ、地域との連携を図ります。 	

施策	■主な取組		所管課	教育委員会の自己評価	課題・方向性	計画書
	事業	個別取組				
施策5 本物にふれる事業の推進						
○学校クラスコンサートの実施						
	<ul style="list-style-type: none"> ・児童を対象に、ピアノ、フルート、バイオリン等のプロの演奏者を招き、クラスごとのミニ演奏会を実施します。息遣いを感じるほど近くでプロの演奏を聴くことにより、音楽性を高めるとともに感動する心を養います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・全日本ピアノ指導者協会に依頼し、演奏者を派遣していただき、各小学校の4年生を対象に演奏会を実施しました。(各小学校1回開催) 	学教	<ul style="list-style-type: none"> ・プロの演奏者を招いて間近で生演奏を聴くことによって音楽性を高めるとともに、児童が豊かな心をはぐくむことができました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・演奏者の派遣に努め、各小学校との日程調整について連携を図り計画的に実施していきます。 	
○ふれあい講演会の実施						
	<ul style="list-style-type: none"> ・様々な職業や経歴の方を講師に招き、直に生き方の指針や社会人としてのマナーなどを学びます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・生き方の指針や社会人としてのマナーなどを直に学ぶため、各中学校で様々な分野の専門家を招き、ふれあい講演会を実施しました。(北本中学校:埼玉アストライア女子プロ野球監督、東中学校:川崎大師教化部副部長、西中学校:外資系国産物流会社営業職、宮内中学校:東京電機大学工学部教授) 	学教	<ul style="list-style-type: none"> ・各中学校で様々な分野の専門家を招き、ふれあい講演会をとおして生き方や社会人のマナーを学ぶことができました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・中学生にとってこれからの生き方に参考になるよう実態に合わせた講師の人選を計画的に行います。 	
○こころの教育推進事業の実施						
	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校に科学、芸術家等の専門家(プロフェッショナル)の方々を招き、授業や学校内でのふれあい活動、教員対象の研修会を行うことで、児童の豊かな感性をはぐくむとともに、教員の教科指導力の向上を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・確かな学力と自立する力を育成するため、本物にふれる事業の推進として、理科教育の専門家による理科実験教室(2校)、野球教室(2校)を実施しました。授業の中ではできないようなダイナミックな実験や、実際にプロスポーツ選手から実技指導を受ける体験活動などが行われました。 	学教	<ul style="list-style-type: none"> ・専門家との活動を通じて、児童が理科のおもしろさや楽しさを知ったり、プロスポーツ選手から指導を受け、野球の楽しさを感じ取ったりすることができました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童の学ぼうとする意欲や体力を向上させようとする意欲を高めるとともに、教員の指導力の向上を図ることができる講師の人選を進めます。 	
○日本の音楽(民謡)にふれる教室の実施						
	<ul style="list-style-type: none"> ・北本市民謡協会に協力していただき、民謡で使用する楽器に直接触れ演奏を体験し、日本の伝統芸能に実際触れ合う機会としています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校4年生音楽の民謡を学ぶ単元で、北本市民謡協会の協力を得て、市内全小学校で民謡で使用する楽器に触れ、日本の伝統芸能を全ての児童が体験することができました。 	学教	<ul style="list-style-type: none"> ・北本市民謡協会の協力により、通常の授業では体験できない民謡の世界を全児童が学ぶことができました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も民謡協会と連携を密にしゲストティチャーとして招き、日本の伝統芸能に触れる重要な機会とします。 	

施策	■主な取組		所管課	教育委員会の自己評価	課題・方向性	計画書
	事業	個別取組				
施策6 ノーマライゼーションの理念に基づく特別支援教育の推進 P35						
○「心のバリアフリー」を深める教育の推進						
	<ul style="list-style-type: none"> 支援籍を置くことで、居住地の小・中学校に籍を置き、地域とのつながりを深めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 支援籍を希望する児童生徒が居住する区域の小・中学校に支援籍を置き、その小・中学校の児童生徒との交流を行いました。近隣の特別支援学校と連携して支援籍の基礎名簿を作成しました。 	学教	<ul style="list-style-type: none"> 支援籍の学校で、通常学級や特別支援学級の児童や生徒と交流をすることで、児童生徒の障がい者への理解が深まるとともに交流をとおして支援籍の児童や生徒が所属感を持つことができました。 	<ul style="list-style-type: none"> 支援籍に対する理解をさらに高め、個にあった支援の方策を在籍校と支援籍校でより密に連携を図ります。 	
○障がいのある児童生徒への社会で自立できる自信と力をはぐくむ教育の推進						
	<ul style="list-style-type: none"> 幼児期からのきめ細かな支援体制で、個に応じた指導を実践します。 	<ul style="list-style-type: none"> 指導主事が児童発達支援センターで就学支援についての講義（6月、1回実施）をするとともに、保護者に対して小・中学校の特別支援学級への見学会を実施しました。 	学教	<ul style="list-style-type: none"> 児童発達支援センターに教育委員会事務局の職員が行き、保護者に講演をしたり、保護者が特別支援学級を見学したりすることで個に応じた支援体制づくりの一助となりました。また、そのことで保護者との面識ができ、就学相談もスムーズに実施できました。 	<ul style="list-style-type: none"> 障がいのある子供の保護者は、大きな悩みを抱えているケースが多いので、情報を提供し、保護者の願いを受けとめながら個に合ったよりよい支援の方策を立てます。 県作成のサポート手帳を活用していきます。 	
	<ul style="list-style-type: none"> 個に応じた支援計画をもとに継続した指導を実践します。 	<ul style="list-style-type: none"> 障がいのある子供のニーズ、支援の目標、支援を行う者や機関の役割分担、支援の内容や効果の評価方法を考え、個に応じた支援計画を作成し、継続性のある支援を行いました。 	学教			
○特別支援学級や通級指導教室の特性を生かした特別支援教育の充実						
	<ul style="list-style-type: none"> 特別支援学級や通級指導教室において、一人一人に応じた個別の指導を行い、適切な支援に取り組みます。 	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒の状況に合った適切な支援を行うため、各小・中学校において、個に応じた個別の指導計画を作成し、指導に取り組みました。 	学教	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒に合った適切な支援や、個別の支援計画に基づいた指導を実施することで個人の能力を引き出すことができました。 	<ul style="list-style-type: none"> 個別の支援を充実させるためには、施設や支援員の配置などの学習環境を充実させていきます。 	
○特別支援学級及び通常の学級における支援員の有効活用						
	<ul style="list-style-type: none"> 通常学級における支援が必要な児童への補助として、各小学校に支援員を配置して教育活動の充実を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> 各小・中学校を指導主事が回り、一人一人のニーズや支援の必要性を確認し、適切な人事配置を行いました。（学力向上支援員 小学校15人、中学校3人） 	学教	<ul style="list-style-type: none"> 支援員の配置により、きめ細かな指導が実現するとともに、個別の支援を実施することで効果的な学習指導が実施できました。 	<ul style="list-style-type: none"> 支援員の配置を計画的に行い、よりきめ細かな支援計画を立て、個に応じた支援を実践していきます。 	
	<ul style="list-style-type: none"> 特別支援学級における支援が必要な児童生徒の補助として、特別支援学級のある小・中学校に支援員を配置して教育活動の充実を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> 特別支援学級における教育活動の充実及び児童生徒に対しきめ細かな対応を図るため、特別支援教育支援員を配置しました。（小学校・中学校合計27人《通級指導教室を含む》） 	学教			

施策	■主な取組		所管課	教育委員会の自己評価	課題・方向性	計画書
	事業	個別取組				
	○LD・ADHD・高機能自閉症等の児童生徒の理解と指導の充実					
	<ul style="list-style-type: none"> 特別支援教育コーディネーターを配置し、研修により資質の向上に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> LD・ADHD・高機能自閉症等の児童生徒の理解を深めるとともに、保護者対応などの知識の向上を図るため、各小・中学校に特別支援教育コーディネーター（計12人）を配置しました。また、特別支援教育コーディネーターについて、県主催の研修（小学校1名、中学校1名）に参加しました。 	学教	<ul style="list-style-type: none"> 各小・中学校に特別支援教育コーディネーターを配置し、校内の特別支援教育の推進役となることにより、配慮を要する児童生徒への適切な支援を実践することができました。 	<ul style="list-style-type: none"> 各児童生徒の状態に応じ、児童生徒の様子を理解し、個に合った支援を確立していき、騎西特別支援学校のコーディネーターと積極的かつ計画的に連携していきます。 	
	<ul style="list-style-type: none"> 各小・中学校における特別支援教育に関する研修の充実を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> 県福祉部と県教育委員会の共催の幼保から小学校へ支援をつなぐ特別支援教育研修に参加し、「発達障害の基礎理解」について学びました。 	学教			
	○適正な就学相談・就学支援の推進					
	<ul style="list-style-type: none"> 就学支援委員会において、より良い就学先について検討します。 	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒のよりよい就学先について検討するため、就学支援委員会を開催しました。（全体会4回開催・専門委員会1回開催） 	学教	<ul style="list-style-type: none"> 就学支援委員会では、保護者との面談だけでなく、専門員が児童生徒の行動観察を行い、細かな観点から児童生徒の就学先についての情報を収集して、就学支援委員会でよりよい支援を検討し、保護者とともに就学先を決定することができました。 	<ul style="list-style-type: none"> 就学支援委員会での結果を保護者が合意しなかった場合における、通常学級での支援については十分に検討し、個別の支援計画を作成し対応していきます。 	
	<ul style="list-style-type: none"> 専門的な立場の方や就学に係る専門委員の参観のもと、適正に就学先を判断し、保護者に対して支援を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> 各小・中学校及び特別支援学校の特別支援教育コーディネーターや医師などを就学支援委員会委員として任命し、それぞれの立場から、子供一人一人の就学先について慎重に審議するとともに、保護者との面談も含めた支援を実施しました。 	学教			
	○ノーマライゼーションの理念に基づく施設設備の整備					
	<ul style="list-style-type: none"> スロープ、手すり等、ノーマライゼーションの理念に基づく施設設備の充実を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成25年度までに小・中学校12校のうち10校において、児童生徒が利用できるエレベーターの設置が完了し、安全に利用するための保守点検及び消耗品の交換等を実施しました。 平成26年度までに市内小・中学校のすべての学校にスロープや手すりが設置されました。 	教総・学教	<ul style="list-style-type: none"> 適切なスロープや手すりなどを設置し、バリアフリーにすることで障がい者の生活に不便な障壁を取り除くことができました。 	<ul style="list-style-type: none"> 施設の設置だけでなく、本来のノーマライゼーション理念に基づいて、児童生徒に利用や活用について伝えていきます。 	

基本目標Ⅱ 豊かな心と健やかな体の育成

今日の児童生徒の課題として、他者との関わりがうまく築けない等の人間関係を形成する力の低下や、自己中心的で約束やルールを守れない等の規範意識の低下が挙げられます。このような課題を解決するために、自他を認め、尊重し合い、感動や感謝の気持ちを表現できる豊かな心の育成が重要です。そのために、ボランティア活動や福祉体験などの社会体験活動を推進するとともに、生徒指導・教育相談体制の充実のため、教職員の研修の活性化やスクールソーシャルワーカーの活用を図ります。

また、児童生徒の健康の保持増進、体力向上などを図るとともに、交通安全や防災などの安全教育の推進に努めます。

さらに、インターナショナルセーフスクール（ISS）に関する安全への取組を通して、児童生徒が将来にわたって自分自身の安全を守る能力の育成に努めます。

- 施策1 基本的人権を尊重する教育の推進
- 施策2 人権啓発活動の推進
- 施策3 心の教育の推進
- 施策4 ボランティア・福祉教育の推進
- 施策5 生徒指導・教育相談体制の充実
- 施策6 児童生徒の健康の保持増進
- 施策7 運動習慣の形成と体力向上の推進
- 施策8 安全教育の推進と安全管理の徹底

基本目標Ⅱ 豊かな心と健やかな体の育成

施策	■主な取組		所管課	教育委員会の自己評価	課題・方向性	計画書
	事業	個別取組				
施策1 基本的人権を尊重する教育の推進						
○人権教育推進体制の充実						
	<ul style="list-style-type: none"> 小・中学校における人権教育全体に係る計画を整備し、その充実を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> すべての教育活動において人権教育の視点に立った活動を推進するため、各小・中学校が教育指導計画に人権教育に係る計画を整備しました。 	学教	<ul style="list-style-type: none"> 年間をとおして教育活動全体において人権教育の充実を図ることができました。 児童虐待対応研修で得た情報を共有することで、学校における早期発見、早期対応の徹底に向けての組織づくりができました。 	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒の人権意識を高めるとともに、教職員に対しても人権教育に関する研修会を開催します。 人権に関する問題が発生した場合に、関係諸機関と連絡を直ちに取り、対応できる体制づくりを構築していきます。 	
	<ul style="list-style-type: none"> 小・中学校における児童虐待対応の中心となる教職員などの研修を充実させ、家庭や地域の関係機関と連携し、児童虐待を防止します。 	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒への指導及び保護者等への啓発を図るため、県が作成したリーフレットや人権相談カードを配布しました。 県が主催する児童虐待対応研修会に参加（7月・北本市文化センター会場）し、受講者が各小・中学校において研修の内容を報告し、情報の共有化を図りました。 	学教			
○学校教育および社会教育における人権教育の推進						
	<ul style="list-style-type: none"> 小・中学校における人権教育研修会を実施し、教職員の人権意識の高揚を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> 各小・中学校における人権教育におけるリーダーの実践力の向上を図るため、人権教育推進委員会を開催しました。（4回開催） 県が主催する南部地区人権教育実践報告会に参加（7月北本市文化センター会場、12人参加）し、受講者が各小・中学校において研修の内容を報告し、情報の共有化を図りました。 	学教	<ul style="list-style-type: none"> 人権感覚育成プログラムを活用した研修を校内で実施することにより、教職員の人権意識の高揚を図るとともに、指導力向上を図ることができました。 同和問題に係る生涯学習人権講座研修会をとおして、市民の人権意識の高揚を図ることができました。 生涯学習人権講座研修会で同和問題や女性及び子供の人権についての講座の開催をとおして、市民の人権意識の高揚が図られました。 	<ul style="list-style-type: none"> すべての学校において、人権感覚育成プログラムを活用した授業の実践を広げていくとともに、人権教育に長けた核となる教員を養成します。 家庭教育の中においても、親子で人権について考えていくことができるよう、今後も人権をテーマにした映画の上映や研修などの実施を推進していきます。 幅広い世代に様々なテーマの人権教育を行うことができるよう、今後も研修会を実施していきます。 社会教育講座の内容を工夫して、さらに多くの市民の講座への参加を促進していきます。 	
	<ul style="list-style-type: none"> 各種の人権課題に応じた社会教育講座や各公民館における人権教育研修会を実施します。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域における人権教育推進者の育成のための生涯学習人権講座研修会（10月～12月に4回開催、延べ176人参加）、公民館ごとに行う公民館等における人権教育研修会（8回開催、延べ239人参加）、小・中学校PTAにおける人権教育研修会（13回開催、延べ891人参加）を実施しました。 公民館等の高齢者学級等の講座において、人権教育に関する講座を実施しました。 	生学			
	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒の豊かな心や人権感覚をはぐくむため、体験活動や参加体験型の学習を取り入れた、人権感覚育成プログラムを普及させます。 	<ul style="list-style-type: none"> 様々な教育活動での有効活用を図るため、各小・中学校に人権感覚育成プログラムの活用状況調査を行い、全12校で「取り組んだ」という回答がありました。 人権教育に係る指導方法の向上を図るため、各小・中学校において、人権感覚育成に係る指導者を招き、校内研修を実施しました。 	学教			
	<ul style="list-style-type: none"> 同和問題に関する学習意欲の喚起及び理解を深めるための学習を実施します。 	<ul style="list-style-type: none"> 同和問題に対する理解を深めるため、生涯学習人権講座研修会で同和問題についての講座を設け、実施しました。（12月9日開催、45人参加） 	生学			

施策	■主な取組		所管課	教育委員会の自己評価	課題・方向性	計画書
	事業	個別取組				
○男女共同参画社会の確立に向けた教育の推進						
	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画を推進するために、各種セミナーや講演会を実施します。 	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画に対する理解を深めるため、生涯学習人権講座研修会で男女共同参画についての講座を設け、実施しました。(10月7日開催、40人参加) 児童生徒に男女共同参画に係る意識啓発を図るため、小・中学校の人権教育において、人権作文を実施しました。 	学教・生学	<ul style="list-style-type: none"> 各小・中学校における人権作文や人権メッセージなどの人権教育の実施をとおして、性別に基づく固定的な役割分担意識を是正し、人権尊重を基盤とした男女平等観をはぐくむことができました。 生涯学習人権講座研修会の参加者による感想について、研修会の実施に高評価をいただいたことから、男女共同参画に係る意識啓発の一助となっていることが確認できました。 	<ul style="list-style-type: none"> 各小・中学校における人権教育及び男女平等教育の実施、生涯学習人権講座研修会の内容の充実により、男女共同参画に係る意識啓発を推進します。 	
	<ul style="list-style-type: none"> 次世代を担う子供たちへの男女共同参画の意識づくりをするため、学校や家庭における男女の人権を等しく尊重する男女平等教育を推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> 小・中学校の人権教育において、男女平等について扱うとともに、セクシャルハラスメントなどに関する男女平等教育資料を配布し、男女の人権を等しく尊重する指導をしました。 	学教・生学			
施策2 人権啓発活動の推進 P40						
○人権教育啓発資料の刊行						
	<ul style="list-style-type: none"> 人権教育啓発資料「ふれあい」、北本市人権教育推進委員会広報「けやき」、人権文集「じんけん」を発行します。 	<ul style="list-style-type: none"> 家族で読める話や親しみやすい資料で構成した人権教育啓発資料「ふれあい」を25,550部、人権推進の活動の様子を紹介した北本市人権教育推進委員会広報「けやき」を25,550部発行して全戸配布を行いました。また、児童生徒の人権作文を集めた人権文集「じんけん」を5,750部発行し、全児童生徒へ配りました。 	生学	<ul style="list-style-type: none"> 家族で読める話や親しみやすい資料で構成した人権教育啓発資料「ふれあい」、人権推進の活動の様子を紹介した北本市人権教育推進委員会広報「けやき」、児童生徒の人権作文を集めた人権文集「じんけん」を発行し、市民の人権意識の啓発が図られました。 	<ul style="list-style-type: none"> 人権教育啓発資料について、より多くの人々に読んでもらえるよう編集を工夫していきます。 	
○北本市児童憲章「北本っ子未来へのちかい」の普及啓発						
	<ul style="list-style-type: none"> 小・中学校、公民館等に掲示し、市民への周知・啓発を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> 北本市児童憲章の周知及び市民の啓発を図るため、各小・中学校並びに中央公民館及び各地域学習センターにおいて北本市児童憲章を分かりやすい場所に掲示しました。 	学教・生学	<ul style="list-style-type: none"> 北本市児童憲章を各小・中学校や公民館などの公共施設の分かりやすい場所へ掲示することで、多くの方に憲章の周知を図ることができました。 	<ul style="list-style-type: none"> 北本市児童憲章について、引き続き児童生徒のみならず、市民への周知・啓発に努めます。 	
施策3 心の教育の推進 P41						
○道徳の時間における学習指導の工夫						
	<ul style="list-style-type: none"> 「私たちの道徳」や「彩の国の道徳」など、各種資料を効果的に活用するとともに、話し合いの形態などを工夫することで、児童生徒の多様な感じ方や考え方を引き出し、道徳的实践力を育成します。 	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒が道徳的価値の自覚や自己の生き方についての考えを深めるため、道徳の授業に文部科学省の「私たちの道徳」や県の「彩の国の道徳」を活用しました。 学校と保護者の共通理解を図り、家庭においても同じ視点に立って子供たちの道徳心をはぐくんでいくために、家庭用「彩の国の道徳」を小学1年生児童の全家庭へ配りました。 	学教	<ul style="list-style-type: none"> 各小・中学校において、全教育活動をおして道徳教育を推進し、授業研究に取り組みました。 	<ul style="list-style-type: none"> 学校4・3・2制推進の取組の中で、道徳教育を研究の中心に据えている学校の取組を広め、全校で道徳教育が充実するようにします。 	

施策	■主な取組		所管課	教育委員会の自己評価	課題・方向性	計画書
	事業	個別取組				
	○特別活動の充実					
	・心の教育を推進し、奉仕体験活動、文化芸術活動などの特別活動の充実を図り、児童生徒の感性を磨き、豊かな情操を養います。	・各小・中学校において、様々な学校行事、芸術鑑賞教室(各小学校1回)、こころの教育推進事業の活動(理科教育の専門家による理科実験教室(小学校2校)、女子プロ野球選手による野球教室(小学校2校))を実施しました。	学教	・数多くの行事や本物に触れることのできる体験活動を通じて、児童生徒の豊かな情操を養うことができました。	・児童生徒の豊かな感性を磨くためより充実した事業になるように検討していきます。	
	○部活動の充実					
	・支え合い、認め合い、高め合う人間関係と自主・協同の精神をはぐくむ、活力ある部活動の展開を推進します。	・教師と生徒が一体となって各種コンクールや大会に積極的に臨み活躍するとともに、各中学校において、県大会出場者、入賞者に対して壮行会を行うなど、お互いの健闘を認め合いました。	学教	・部活動では、生徒に運動や文化等の楽しさや喜びを味わわせるとともに、責任感や連帯感等をかん養うことができました。	・人間性豊かで優れた指導力をもつ外部指導員の確保に、今後も努めていきます。	
	・より専門的な指導を補完できる部活動の指導員を配置して、充実した部活動を推進します。	・技術指導をとおして生徒にスポーツや文化等のすばらしさを指導するとともに社会生活でのマナー、エチケット等の心の指導を行うため、各中学校の部活動に対して、専門的技能を有する地域の人材を外部指導員として配置しました。(30人配置)	学教			
	○体験的な学習等の推進					
	・豊かな心をはぐくむため自然体験や農作業体験、職場体験などの体験活動を推進します。	・児童生徒の豊かな心をはぐくむため、学校ファームでの農業体験(各小・中学校)、総合的な学習の時間における地域の方とのふれあい活動(各小・中学校)、自然体験学習(各小・中学校)、市内各所での3日間の職業体験活動(各中学校)を実施しました。	学教	・地域の方の協力を得て、農業体験、職場体験等を実施することにより、農業や食及び職業に対する興味を持つ児童生徒が見られるようになりました。	・農作業の初期段階と収穫だけでなく、作物を成長させていく大切な時期にも目を向けた体験活動を実施します。	
	○北本ふれあい家族の日の取組の実施					
	・10月第1土曜日を「北本ふれあい家族の日」と名付け、児童生徒から家族で取り組んだ作品、家族にまつわる作品を募集することで、家族のふれあいを深め、改めて家族を振り返り、家族のあり方を考えるきっかけとします。	・児童生徒から家族で取り組んだ作品、家族にまつわる作品を募集し、発表する「北本ふれあい家族の日」を上尾法人会北本支部との共催により実施しました(10月)。本事業の趣旨を踏まえた作品が2,005点出品され、その中から特に優秀な22点の作品を「ふれあい家族賞」として選び、表彰するとともに、市内の金融機関において展示しました。	学教	・北本文化センターの1階ロビーにおいて作品展を実施したことにより、例年以上の方々が来場し、親子で作品を観覧するなど、家族の絆を深める一助となりました。参加人数約300人。	・夏季休業中の課題の一つとして多くの児童生徒に取り組めるよう、特に標語部門への出品を働きかけます。	

施策	■ 主な取組		所管課	教育委員会の自己評価	課題・方向性	計画書
	事業	個別取組				
施策 4 ボランティア・福祉教育の推進	○こころの教育推進事業の実施					
		<ul style="list-style-type: none"> 児童の豊かな感性をはぐくむとともに、教員の教科指導力の向上を図るため、小学校に理科やスポーツなどに専門的な経験や知識をもった講師を配置します。 	<ul style="list-style-type: none"> 児童の豊かな感性をはぐくむため、女子プロ野球選手による野球教室（2校）と理科実験教室（2校）を実施しました。選手による実際のプレーを目にしたたり、選手と一緒に練習したり驚きある実験を行う中で、レベルの高さを感じたり、憧れの気持ちを持たせることができました。 	学教	<ul style="list-style-type: none"> 専門家との活動を通じて、児童が夢を持ち続けることの大切さや真理を追究する面白さを抱き、目標に向かって努力することの大切さに気付くことができました。 	<ul style="list-style-type: none"> 児童に夢や感動を与えることで将来に向けた希望を持たせたり、真理を追究したりする授業の中で、教員の指導力の向上を図ることができる講師の人選を進めます。
	○彩の国教育の日の普及・推進					
		<ul style="list-style-type: none"> 教育に対する関心と理解を深めるとともに、家庭、学校及び地域社会の連携の下に教育に関する取組を推進する「彩の国教育の日」の普及・推進に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 家庭や地域との連携を深めながら、小学校において51件、中学校においては43件の取組を実施しました。各小・中学校で内容に工夫をこらし、「学校公開日」や「音楽発表会」、「交流会」などの充実した活動が行われました。 	学教	<ul style="list-style-type: none"> 家庭や地域から多くの方々に参加していただき、学校教育に対する関心と理解を一層深めることができました。 児童生徒が地域の方々との交流を深めるよい機会となりました。 	<ul style="list-style-type: none"> 学校4・3・2制をより一層推進する観点から、小学校と中学校が連携して行う取組を充実させるとともに、地域に開かれた学校づくりを目指します。
○ボランティア活動や福祉体験の充実						
	<ul style="list-style-type: none"> ボランティア活動や福祉体験への参加を促すための啓発活動を行うとともに、学校や地域の実態に即したボランティア活動や福祉体験の充実を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> 総合的な学習の時間等でボランティア及び福祉教育に関する授業を行い、車いす体験、アイマスク体験、点字体験等、学校や地域の実態に応じた体験学習を行いました。 	学教	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒の自主性や自発性が育ち、教育活動において児童生徒が主体的に学習に取り組めるようになり、児童生徒の社会性が育ち、社会参画への契機となりました。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、ボランティア活動や福祉体験への参加を促すため、学校内における組織作りと推進体制の整備を行います。 	
○関係団体との適切な連携						
	<ul style="list-style-type: none"> 地域の福祉施設などの関係団体との連携により、福祉に関する体験活動の充実を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の福祉施設などの関係団体と連携し、車いす等を借りて、各小学校で体験活動を実施しました。 	学教	<ul style="list-style-type: none"> 福祉に関する体験活動を実施するため、地域の福祉団体の協力を得て、進めることができました。 	<ul style="list-style-type: none"> 児童にとって有意義な体験であることから、体験活動を継続していきます。 	

P43

施策	■主な取組		所管課	教育委員会の自己評価	課題・方向性	計画書
	事業	個別取組				
施策5 生徒指導・教育相談体制の充実 P44						
○児童生徒・保護者等との信頼関係に基づく指導の充実						
	<ul style="list-style-type: none"> ・子供たちの視線に立った指導を、保護者との連携を図りながら実施します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各小・中学校においてなかよし・生活アンケートを毎月実施し、必要に応じ保護者に連絡をとり、連携を図りました。 	学教	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒や保護者等とのコミュニケーションを意識することにより、話しやすく居心地のよい学級、風通しのよい保護者との関係の確立が図られました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、教育相談の充実を図るとともに、学校からの情報提供、担任と保護者との間における連絡等をおして、互いに情報を共有し、共通理解のもと、一貫した指導を行います。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニケーションを大事にし、家庭と情報を共有化して、すべての児童生徒の成長を第一とした指導を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談の実施、学校ホームページなどによる学校からの情報の発信、担任と保護者における連絡等、互いに情報を共有し、共通理解のもと、一貫した指導を行いました。 	学教			
○教職員の共通理解に基づく指導の推進						
	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ、不登校等の問題に対して、「どの子供にも」「どの学校、学級でも起こりうる」という認識のもと、全職員が共通理解・共通行動で対応し、その変容、見届けを大切にします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ、不登校等の問題に対して、「どの子供にも」「どの学校、学級でも起こりうる」という認識のもと、全職員が共通理解・共通行動で対応し、毎月の子生指導委員会（各小・中学校）、教育相談部会及びさわやか相談員との連絡会の開催などをおして、問題の解決に取り組みました。 ・教職員向けの不登校未然防止のリーフレットを作成し、組織での取り組みに対する意識の向上に努めました。 	学教	<ul style="list-style-type: none"> ・各校での生徒指導委員会の実施、北本市配置の身近な相談員及び教育相談担当者連絡会議の開催、さわやか相談員との連絡会の実施等をおして職員間の共通理解・共通行動が図られました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ、不登校等について、小学校と中学校の実態や児童生徒一人一人の発達段階に応じ、個別の問題に対処していきます。また、それに対して、さわやか相談員などとの連携を強化していきます。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめについて、アンケートを毎月実施し、被害者の立場に立った指導、早期発見・解消を目指します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめの実態の把握と早期の解消を図るため、各小・中学校において、いじめについてのアンケートを実施しました。（12回実施） 	学教			
○教育相談体制の充実						
	<ul style="list-style-type: none"> ・市立教育センターにおける学校生活になじめない児童生徒の教育相談、学習支援を推進し、学校での学習に復帰できるように支援します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育センターではステップ学級において、学校になじめない児童生徒の学習支援を実施しました。なお、平成28年度は小学生6人中生22人がステップ学級に通級しました。 	学教	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員が不登校やいじめ等にかかわる児童生徒や保護者に対しての働きかけを迅速に、かつ、誠意をもって行うことができました。 ・教室へ行けない生徒がさわやか相談室へ、学校へ行けない児童生徒がステップ学級に通うなど、子供たちの居場所として重要な役割を果たしました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も児童生徒の友人関係や教職員との良好な信頼関係が築けるよう、教育センターやさわやか相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等と連携し、取り組んでいきます。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒の不登校、いじめ等に早急に対応するため、中学校におけるさわやか相談員による教育相談活動を推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒の不登校、いじめ等に早急に対応するため、各中学校にさわやか相談員を配置（計4人配置）するとともに、県費により設置しているスクールカウンセラー（計3人配置）の専門的な知識を活用し、教育相談活動を実施しました。（さわやか相談員への相談者数[延べ人数3, 114人]） 	学教			
	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒がおかれた家庭、友人関係等の諸問題について解決を図るため、スクールソーシャルワーカーの活動を推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭、友人関係等の諸問題の解決に当たるため、スクールソーシャルワーカーを配置しました。（1人配置） 	学教			

施策	■主な取組		所管課	教育委員会の自己評価	課題・方向性	計画書
	事業	個別取組				
	○学校間連携の推進					
		<ul style="list-style-type: none"> ・中1ギャップを解消するために小・中学校教員の連携・交流をとおり、児童が安心して中学校に進学し、順調に中学校生活を送れるように支援します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校4・3・2制を推進し、中1ギャップの解消を図るため、夏季合同研修会や小・中学校教員の相互授業参観を実施し、連携と積極的交流を行いました。また、市内4中学校区毎に実態を踏まえ、発達段階における課題解決に取り組みながら、義務教育9年間を見通した教育課程の工夫、生徒指導等に特色を生かし、校区毎に取り組みました。 	学教	<ul style="list-style-type: none"> ・各中学校区において学校4・3・2制の研究として、義務教育9年間を見とおした教育課程の編成や、生徒指導の実践等に取り組みました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各中学校区で成果の出た取組を取り入れ、各校区の実態に合わせて市内全体で共通行動を図っていきます。
	○校内指導体制の整備と関係諸機関との適切な連携					
		<ul style="list-style-type: none"> ・連絡協議会を開催し、学校同士の連携やPTA、地域、警察、児童相談所との連携を深めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校間における情報交換やPTA、地域、警察、児童相談所等と情報を共有し、連携を深めるため、児童生徒健全育成連絡協議会を開催しました。（4回開催） 	学教	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒健全育成連絡協議会を定期的に開催することで、情報を共有することができました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・非行・問題行動が減少傾向にある今だからこそさらに「積極的な生徒指導体制」を各校が取り組めるように働きかけていきます。
	<ul style="list-style-type: none"> ・市内共通の生徒指導項目を定め、統一した生徒指導の基本を徹底するとともに、各小・中学校への支援を充実させます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・統一した生徒指導の基本を徹底するため、各中学校区において共通の生徒指導項目を定めました。 ・夏季合同研修会（8月）において生徒指導体制に係る共通項目を策定するなど、小・中学校間の生徒指導体制に関する共通理解を深めました。 	学教	<ul style="list-style-type: none"> ・小中一貫教育として生徒指導体制の連携を図ることができました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・また、学校4・3・2制をさらに深化させ、生徒指導面でのさらなる共通した取組を行っていきます。 	
施策6 児童生徒の健康の保持増進						P46
○学校保健活動の充実						
	<ul style="list-style-type: none"> ・各校の保健計画に基づき、学校保健委員会の充実、家庭や学校医等との連携を図りながら、基本的な生活習慣を確立する等、子供たちの健康の保持増進のための組織的な活動を推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各校の保健計画に基づき、基本的な生活習慣の確立や疾病予防等に努めました。また、県の研修会に教員を13名派遣しました。（学校健康教育推進研修会及び学校健康教育推進大会） ・学校歯科医と連携して学校歯科保健活動を推進し、児童生徒の歯・口の健康づくりに努めました。（南小学校：県学校歯科保健コンクール地区努力賞受賞） ・各校で健康課題について協議し、家庭・学校医等と連携して学校保健委員会を開催しました。 ・学校保健活動の円滑化を図るため、北本市保健主事研修会を実施しました。（1月開催、12人参加） 	学教	<ul style="list-style-type: none"> ・各小・中学校で保健計画に基づいて学校医や家庭と連携し、学校保健委員会を年1回以上実施することができました。また、教員を研修会に派遣し、保健教育を効果的に進めることにより、児童生徒の健康の保持増進を図ることができました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・組織的に児童生徒の健康の保持増進を図るため、各小・中学校ごとに作成した保健計画の見直しと改善を図るよう指導します。 ・児童生徒自らが、自分の体や健康に関心を持ち、適切に管理できる能力を養えるよう、健康診断等の結果をフィードバックできるように努めます。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・保健教育を効果的に進め、子供達が生涯をとおして自らの健康を管理し、改善していこうとする実践力を育てます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・保健学習・指導に係る専門的知識の習得を図るため、県主催の研修会に教員を派遣しました。（保健主事研修会、新任保健主事研修会4人） 	学教			
	<ul style="list-style-type: none"> ・食物アレルギー・アナフィラキシーへの適切な対応がとれるよう、研修の機会を設ける等の支援をします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・全校栄養士配置により、学校給食での食物アレルギー対応を実施できました。また、アレルギーの子をもつ保護者・学校・市担当者との面談により、情報・対応の共有化を図りました。 	学教	<ul style="list-style-type: none"> ・学校給食における食物アレルギー対応への支援を行い、誤食等の事故を未然に防ぐことができました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・調整がつかず未実施となった食物アレルギー・アナフィラキシー対応研修について、次年度は早期調整と実施に努めます。 	

施策	■主な取組		所管課	教育委員会の自己評価	課題・方向性	計画書
	事業	個別取組				
	○学校環境衛生の維持管理					
	<ul style="list-style-type: none"> 学校環境衛生基準等に基づき、各教室、飲料水、プール等における衛生の維持管理に努めるとともに、放射能汚染から児童生徒を守ります。 	<ul style="list-style-type: none"> 学校環境衛生の維持管理を図るため、各校で学校薬剤師の指導・助言のもと、検査項目を精査し、給食室検査・空気検査・ダニ検査・プール水質検査を行いました。 プール使用前の汚泥の放射線量を測定し、$0.23\mu\text{Sv/h}$未満であることを確認しました。また、プール開設後1カ月を目安にプール水の放射性物質の濃度測定を実施し、安全性の確認と結果を、市HPに掲載しました。 	学教	<ul style="list-style-type: none"> 学校環境衛生基準等に基づき、学校薬剤師の指導・助言のもと、給食室検査・空気検査・ダニ検査・プール水質検査（放射線量の測定含）を実施し、学校環境衛生の維持管理を総合的に行うことができました。 	<ul style="list-style-type: none"> 学校環境衛生基準等に基づき、検査項目を精査し、検査を行い、健康的な学習環境の確保に努めます。 	
	○食育の推進					
	<ul style="list-style-type: none"> 子供たちに望ましい食習慣を身に付けさせるため、学校と家庭が連携し朝食欠食の解消に取り組みます。 	<ul style="list-style-type: none"> 各校で給食だよりを発行し、栄養バランスや規則的な食事、朝食の大切さ等を伝え、望ましい食習慣が身に付くよう児童生徒や保護者の意識啓発に努めました。 栄養士部会による、食に関する啓発紙の発行や、早寝・早起き・朝ごはんに係る啓発、給食集会の実施など、各校で、朝食欠食ゼロに向けた活動を支援しました。（朝食欠食率 小学校平日2%休日3%、中学校平日3%）※県推奨1.0%未満 	学教	<ul style="list-style-type: none"> 栄養教諭や学校栄養職員の専門性を生かして組織的・計画的に食育が推進されました。 	<ul style="list-style-type: none"> 小・中学生ともに、朝食の欠食率については、1%を上回っていることから、引き続き生徒及び家庭への啓発を行っていきます。 	
	<ul style="list-style-type: none"> 栄養教諭や学校栄養職員等の専門性を活用し、食育の充実に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 各校において、栄養教諭や学校栄養職員の専門知識を生かし、児童生徒の発達段階に配慮した食育の授業及び指導を実施しました。（全小学校5年生727回、全中学校1年生285回） 	学教	<ul style="list-style-type: none"> 学校給食における食物アレルギー対応について、市内小・中学校で共通認識に基づく対応マニュアルを整備・改善するとともに、研修会を実施し、教職員の知識・理解を深め、学校での対応について、充実に図ることができました。 	<ul style="list-style-type: none"> バランスのよい食生活を実践できるよう、学校の教育活動全体で継続的に取り組むとともに、家庭との連携を更に強めていきます。 	
	<ul style="list-style-type: none"> 学校における食育の推進者の指導力を向上させるため、授業研究会や研修会の充実に努めます。また、県教育委員会等が開催する講習会等へ職員を派遣します。 	<ul style="list-style-type: none"> 栄養教諭や学校栄養職員を県主催の研修会等に派遣しました。（彩の国学校給食研究大会3人、食育推進リーダー育成研修会4人、食育指導力向上授業研究協議会多数参加） 6月に各校の給食主任や栄養教諭、学校栄養職員による研究授業や研究協議会を実施し、指導力の向上を図りました。 	学教	<ul style="list-style-type: none"> 地場産物を学校給食で使用するにより、児童生徒の「食と農」への関心を高め、郷土を愛する心をはぐくむことができました。 	<ul style="list-style-type: none"> 学校給食における食物アレルギー対応について、研修会を継続していきます。 	
	<ul style="list-style-type: none"> 給食主任部会や学校栄養士会をとおして、学校給食における地産地消を推進し、食に対する関心を高め、理解を深めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒の食に対する関心と理解を深めるため、学校給食食材について、桜国屋をとおして地場の野菜を購入し、地場産野菜等の使用に際し、品目数・使用回数を増やすよう努めました。（平成28年度：小学校3,193kg、中学校3,370kg） 	教総	<ul style="list-style-type: none"> 学校給食法第9条の「学校給食衛生管理基準」に基づき、学校給食の適切な衛生管理を図るため、給食調理従事者（栄養士・調理員等）の細菌検査及び衛生に関する研修会を実施し、衛生管理体制の徹底化と意識啓発を図るとともに、児童生徒に安全な給食を提供することができました。 	<ul style="list-style-type: none"> 地場産の野菜や果物は天候等に左右されやすく、数量の確保が難しいこともありますが、引き続き、生産者団体等と調整を図りながら、地場産の食材の品目及び使用を増やしていきます。 	
	<ul style="list-style-type: none"> 保健学習や保健指導の充実に努め、手洗いや給食着の着用など衛生習慣確立の徹底を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒の身近な生活における健康・安全に関する基礎的内容の理解を深めるため、各校において年間指導計画に基づく保健学習を進めました。 児童生徒が健康な生活への理解を深め、正しい行動様式を身に付けるため、各校において年間指導計画に基づく保健指導を進めました。 	学教	<ul style="list-style-type: none"> 体や環境を清潔で衛生的に保つ等、保健学習や保健指導で学習した内容を給食指導で実践することにより、衛生習慣の確立を図ることができました。 	<ul style="list-style-type: none"> 調理従事者の衛生管理に関する知識向上を図るため、引き続き衛生に関する研修会を実施し、安全な給食の提供を行います。 	
	<ul style="list-style-type: none"> 学校給食衛生管理基準に基づく学校給食調理場における衛生管理に努めるとともに、安全な食材の提供に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 学校給食調理従事者の衛生管理に対する意識啓発を図るため、外部職員を講師とした衛生講習会を実施しました。（8月、1回開催、102人参加（前年度比2人減）） 給食食材の放射性物質に係る検査を給食実施日に児童生徒が給食を食する前に行い、その結果を市HPに公表しました。 	教総			

施策	■主な取組		所管課	教育委員会の自己評価	課題・方向性	計画書
	事業	個別取組				
	○性に関する指導の推進					
	・担任、保健体育科教員、保健主事、養護教諭等、学校保健担当者への研修の実施や情報提供などにより、子供たちの心と体のバランスに配慮した性に関する指導に努め、性感染症の理解や予防、適切な行動選択への意識啓発を図ります。	・県主催の「性に関する指導」実践推進委員として、西中学校芳野養護教諭を派遣しました。 ・体育主任会や学校保健担当者会議等で県の指導内容を伝達し、各小・中学校で児童生徒の実態や発達段階に応じた性に関する指導を進めました。	学教	・担任、保健体育科教員、保健主事、養護教諭等、学校保健担当者への情報提供や研修の実施などにより、児童生徒の実態に応じて、心と体のバランスに配慮した指導を計画的に行うことができました。	・指導力の向上を図るため、学校保健担当者の研修会への積極的な派遣を進めていきます。	
	○喫煙、飲酒、薬物乱用防止教育の推進					
	・喫煙、飲酒、薬物乱用防止に関する啓発資料の活用等を図り、教職員の意識啓発に努めます。	・県の研修会に教員を派遣し、参加者をとおして所属校に内容や資料を周知伝達するように努めました。（薬物乱用防止教室研修会7人、薬物乱用防止教育研修会5人） ・喫煙、飲酒、薬物乱用防止に関する視聴覚教材（教育ビデオ・DVD等）の学校貸出しについて整備・周知しました。	学教	・指導方法を工夫し、保健学習の充実を図るとともに、各小・中学校において薬物乱用防止教室や非行防止教室等を実施することにより、児童生徒へ喫煙、飲酒、薬物乱用などの行為は健康を損う原因となることの意識付けが図られました。 ・各校で実践している薬物乱用防止に関わる集会に、保護者・地域への参加呼びかけを全校で行いました。	・喫煙、飲酒、薬物乱用防止について、児童生徒並びに保護者や地域の方へのリーフレットを配布・回覧などをしていただくなどして啓発を積極的に行っていきます。	
	・保健学習を中心に、一方的な知識の伝達ではなく、児童生徒が自ら考え、適切な判断ができるような指導を推進します。	・児童生徒の興味・関心を引き出すことができる分かりやすい資料、視聴覚教材、体験的活動を取り入れるなど、指導方法の工夫を行いました。	学教			
	・児童生徒の発達段階に応じて、学校・家庭・地域及び関係機関とが連携し、効果的な薬物乱用防止教室を実施します。	・各小・中学校において埼玉県警の非行防止班や保健所の薬物乱用防止指導員等を講師として、薬物乱用防止教室及び非行防止教室等を実施しました。小学校では主に高学年を対象として、中学校では全校生徒を対象として行われ、全小・中学校で58人の保護者等も参加しました。	学教			
施策7 運動習慣の形成と体力向上の推進 P48						
○「教育に関する3つの達成目標」（体力）の推進						
・「体力」達成目標について、児童生徒一人一人の体力向上目標値を設定し、学校・家庭・地域が連携し、体力向上に取り組めます。	・新体力テスト（5・6月実施）の個人結果を児童生徒及び保護者に知らせることによって、自己の体力に応じた目標、課題を設定し、達成に向けた取組ができるようにしました。 ・総合評価で上位3ランク（A、B、C）の割合が、小学校は80.2%、中学校は85.7%となりました。※県平均（小学校82.2%、中学校85.5%）	学教	・体力プロフィールを活用し、児童生徒各自が体力向上目標値の設定・達成に向けた取組について、体育・保健体育授業を中心に教育活動全体をとおして行うことができました。	・小学校高学年や中学校では、授業の中でも目標値を意識させることにより、さらなる体力向上をめざします。 ・児童生徒の体力向上に向けた取組を、家庭や地域と連携して実施していきます。		

施策	■主な取組		所管課	教育委員会の自己評価	課題・方向性	計画書
	事業	個別取組				
	平成28年度 取組状況・実績					
	○学校体育の充実					
	<ul style="list-style-type: none"> ・体力向上推進委員会において、児童生徒の体力の現状と課題を明確にするとともに、具体的な解決策を検討し、各小・中学校での実践、検証に生かします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・北本市の児童生徒の体力の現状や各小・中学校での実践について情報の共有を図るため、体力向上推進委員会を開催しました。(3回開催) ・児童生徒の体力の向上を図るため、各中学校区において、新体力テストの結果をもとにした体力の実態を分析し、中学校区共通の体力課題項目を明確にし、具体的な策を講じました。 ・次年度以降の参考資料とするため、各小・中学校での体力向上に係る実践について、体力向上冊子にまとめました。 	学教	<ul style="list-style-type: none"> ・体力向上推進委員会を活用し、各小・中学校の取組を充実させるとともに、研究推進校の研究発表や授業研究会をとおして教員の指導力を高めることにより、児童生徒の体力の向上を図ることができました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、児童生徒の体力の向上を図るため、新体力テストの結果をもとに、各小・中学校の課題を明確にしていきます。次年度も、各中学校区ごとの体力課題を明らかにし、中学校区ごとに情報交換を行い、課題解決のための具体的な策を講じ、児童生徒の体力の向上を図ります。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・体力向上推進校において、体力向上のための研究実践を推進し、その成果を市内の学校に広めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・健康の増進と体力の向上に努める児童生徒の育成を目指して、北小学校を研究推進校に委嘱し、学校の教育活動全体を通じた研究実践に取り組みました。 ・体育及び保健体育科の授業改善や体育活動の充実、環境整備を行うなど、研究を推進し、研究授業や研究紀要における発表等をおしてその成果を市内外の学校に広めました。 	学教				
<ul style="list-style-type: none"> ・体育の授業研究会を開催するとともに、教員の専門的な指導力を高めるための講演会や講習会を充実します。また、県教育委員会等が開催する講習会へ教職員を派遣します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・体力向上に関する研究推進校の研究発表会(北小、11月)を小学校体育授業研究会として行い、県保健体育課及び南部教育事務所・各市町村の指導主事を指導者として、また南部管内の体育担当教諭等を招いて研究授業及び研究協議会を行いました。 ・教職員の意識の高揚を図るため、及び体力向上推進のための講演会(8月、21人参加、講師：スウィン北本 関野 政満氏)を開催するとともに、体育指導・体力向上等に係るリーフレットを作成しました。 ・小学校教員を各領域の講習会に、中学校教員を水泳・柔道・ダンスの講習会に派遣しました。 ・小学校において、体育授業での指導力を高めるため、県の主催する実技指導者講習会に派遣した教員を指導者として、北本市実技指導講習会を実施しました。 	学教				
<ul style="list-style-type: none"> ・中学校武道などの保健体育科の授業に地域の人材を活用し、専門的な技術指導の充実を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・武道の基礎基本の定着と安全管理の徹底を図るため、市内4中学校の保健体育科における武道の授業において、経験豊かな地域の専門的指導員を活用し、ティームティーチング等、複数体制による指導を行いました。(外部指導員延べ60人派遣、北本中・東中・西中で柔道の授業を計10回実施、宮内中で剣道の授業を計41回実施) 	学教				

施策	■主な取組		所管課	教育委員会の自己評価	課題・方向性	計画書
	事業	個別取組				
	○体育的活動の充実及び外遊びの奨励					
	<ul style="list-style-type: none"> ・体を動かす心地よさや友達と交流する楽しさを実感できる体育的行事を充実させるとともに、休み時間の外遊びを奨励します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市内全小学校の6年生が参加する、球技大会（バスケットボール、5月）及び体育大会（陸上競技、10月）を実施しました。 ・縄跳び大会、ドッジボール大会、球技大会、持久走大会、強歩大会など各小・中学校の実態に応じた体育的行事を計画的に実施しました。 ・自校の体力的な課題を解決する運動や基礎的基本的な動きが身に付く運動、仲間と交流する運動などを取り入れた、業前運動や体育朝会等の体育活動を各小・中学校の実態に応じて実施しました。 ・小学校では、休み時間の外遊びの奨励を行いました。 	学教	<ul style="list-style-type: none"> ・球技大会及び体育大会をとおして、市内全小学校の6年生がスポーツに親しみながら、体を動かす心地よさに触れ、仲間と交流する楽しさを味わうことができました。 ・各小・中学校の取組により、児童生徒の運動に親しむ場や機会が増えました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各小・中学校において、体育的活動の充実や外遊びの奨励を継続していきます。 	
	○運動部活動の充実					
	<ul style="list-style-type: none"> ・中学校運動部活動の指導の充実を図るために、外部指導者を活用するとともに、運動部活動の顧問を県教育委員会等主催の実技指導者講習会に積極的に派遣します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各中学校の運動部活動に対して、専門的スキルを有する地域の人材を外部指導員として派遣し、教育活動の一環として顧問教師の指導に対し技能面での援助を行いました。（派遣運動部数22部、外部指導者24人、指導回数1,083回） 	学教	<ul style="list-style-type: none"> ・運動部活動では生徒が主体的に活動し、全国大会や関東大会に出場する部活がありました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、生徒の豊かなスポーツライフを支援できるよう、施策を講じていきます。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・学校の実態などに応じて、近隣の学校と合同で運動部を組織する複数校合同部活動の取組を支援します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・東中剣道部と宮内中剣道部において、合同で部活動を行うことができました。 	学教			
	<ul style="list-style-type: none"> ・夏休み期間等において、小学校6年生の部活動体験を実施し、児童の部活動に対する関心及び意欲を高めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・小学生の中学校の部活動に対する興味や関心を高めるため、各中学校において、夏季休業日中に校区の小学校6年生を対象とした部活動体験及び部活動見学会を実施しました。（7～8月） 	学教			
	○児童対象の運動教室の開催					
	<ul style="list-style-type: none"> ・器械体操や陸上競技、水泳等の専門家を講師に招き、児童の運動に対する興味・関心を高めるとともに、基礎・基本の定着を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・運動への意欲と技能の向上を図るため、300mハードル アジア大会記録者 千葉 佳裕氏（現城西大学陸上競技部監督）を含め5名を講師として招き、第11回運動教室「楽しく走ろう 陸上運動教室」を開催しました。（6月、小3～小6児童180人参加） 	学教	<ul style="list-style-type: none"> ・専門家による指導により、興味関心を高めるとともに、汗いっぱい「走る」運動を楽しむことができました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も内容を検討し、専門家を講師に招いて運動教室を実施していきます。 	

施策	■主な取組		所管課	教育委員会の自己評価	課題・方向性	計画書
	事業	個別取組				
施策8 安全教育の推進と安全管理の徹底 P50						
○交通安全の推進						
	<ul style="list-style-type: none"> 通学路の安全点検と学校ボランティア等と連携した登下校時の安全指導、定期的な安全点検をはじめ、保護者と連携しての点検等をきめ細かに実施し、改善します。 	<ul style="list-style-type: none"> 各小・中学校で通学路の緊急合同点検を実施するとともに、当該点検で確認した改善すべき箇所について、関係部署と連携し、対策を計画し、可能な箇所から改善に着手しました。 	学教	<ul style="list-style-type: none"> 各小・中学校で安全マップを作成することで、危険個所を児童生徒に周知して、事故防止の意識を高める事ができました。また、学校ボランティア等の登下校指導の協力により安全に登下校ができるようになりました。 スケアードストレイト教育技法による自転車安全教室により、自転車交通事故仮想体験ができ、交通安全への意識が高まりました。 	<ul style="list-style-type: none"> 交通安全教育を着実に推進し、交通ルールの遵守とマナーの向上を高めていきます。 スケアードストレイト教育技法による自転車安全教室で学んだことを、市内小・中学校の安全教育で活用していきます。 	
	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒の身近な通学路を含む地域安全マップを作成し、授業で活用することにより、地域の状況を再確認し、交通安全の意識を高めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒の交通安全の意識の向上を図るため、各小・中学校において地域安全マップを作成しました。特に西小学校ではPTAが安全マップを拡大して、廊下に掲示し、危険個所の周知だけでなく、生徒の安全意識の高揚を図りました。 	学教			
	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒が自転車の正しい乗り方や走行について学ぶための交通安全教室を実施します。 	<ul style="list-style-type: none"> 自転車の正しい乗り方等を学習するため、各小学校において自転車安全教室を実施（1学期）するとともに、各中学校において自転車登校の生徒を対象に安全点検や交通安全指導を実施しました。 北本中学校では、スケアードストレイト教育技法による自転車安全教室を実施しました。 	学教			
○災害安全（防災）の推進						
	<ul style="list-style-type: none"> 災害時に適切な行動を取ることができるよう児童生徒の育成を目指し、避難訓練を充実します。 	<ul style="list-style-type: none"> 災害時に適切かつ安全に避難できるよう、各小・中学校において、避難訓練を実施しました。（各小・中学校3回以上実施） 	学教	<ul style="list-style-type: none"> 各小・中学校で避難訓練を実施することで、災害時に安全に避難できる意識が高まりました。また、児童生徒が帰宅困難な場合を想定した対応や保護者への引き渡しを確認することで対応についての見直しを行うことができました。 	<ul style="list-style-type: none"> 各小・中学校での避難訓練について、児童生徒が災害時に避難する場合の避難経路の確認と避難方法について、あらゆる場合を想定して実施していきます。 	
	<ul style="list-style-type: none"> 北本市危機管理指針との整合性を図り、様々な災害を想定した防災マニュアルの見直しと充実を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> 各小・中学校において、児童生徒が帰宅困難な場合を想定した対応や保護者への引き渡しなどの緊急災害時の対応について確認をするとともに、その対応の見直しを図りました。 	学教			

施策	■主な取組		所管課	教育委員会の自己評価	課題・方向性	計画書
	事業	個別取組				
	平成28年度 取組状況・実績					
	○生活安全の推進					
	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員の危機管理意識を高めるための研修を実施します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員の危機管理意識を高めるため、各小・中学校の安全教育担当者が県主催の学校安全教育指導者研修会（7月、12人参加）に参加し、その内容を共有するために、校内研修などを実施しました。 	学教	<ul style="list-style-type: none"> ・連絡協議会において、各学校の課題及び取組を共有することができた。また、各中学校区において課題や方向性について検討することができました。 ・日頃から教職員の危機管理意識を高めるための定期的に研修を実施することで、教職員の危機管理意識を高める事ができました。 ・地域や保護者と連携して校区内をパトロールすることで、学校・家庭・地域が連携して児童生徒を見守る体制を整備することができました。 ・青色回転灯装備車両による定期的な見回り活動を行い、市内の安全情報をキャッチすることができました。 ・ISS認証校の中丸小、宮内中の実践事例を参考に、各学校が実態に合わせ、校内での怪我防止の取組や、安全点検、防災教育を推進し、ISS活動の成果を継承することができました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・中学校区での取組を実践し、災害時に児童生徒が自ら自分自身の安全を守るような教育の実践を目指します。 ・教職員の危機管理意識の向上に向け、定期的な研修や掲示物等のユニバーサルデザイン化を行い、非常時には適切な判断・行動ができるよう指導していきます。 ・学校や保護者、地域及び青色回転灯装備車両などのパトロール活動を強化し、市内全域の防犯意識を高めていきます。 ・スクールガードリーダー等人材の有効活用を行っていきます。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・防犯教室の実施により、緊急時における教職員及び児童生徒の対応を指導します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒及び教職員の防犯意識の向上を図るため、小・中学校において、管内警察署に協力を得る等して、防犯教室を実施しました。 	学教				
<ul style="list-style-type: none"> ・施設設備の点検・改修を行うとともに、危機管理マニュアルの作成と見直しを行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各小・中学校において、毎月、施設設備の安全点検を実施しました。また、緊急時の対応に備えるため、危機管理マニュアルの見直しを実施しました。 	学教				
<ul style="list-style-type: none"> ・不審者対応等、学校・家庭・地域が連携した児童生徒の安全確保を徹底します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・不審者情報があったときに、各小・中学校にFAX等で情報提供をし、児童生徒のみならず、各学校からのメール配信を通して、保護者への情報提供や周知を各小・中学校に指導しました。 	学教				
<ul style="list-style-type: none"> ・あんしんまちづくり学校パトロール隊（スクールガード）の活動を推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各小学校にスクールガードリーダーを配置する（各小学校1人）とともに、スクールガードリーダー及びスクールガードの資質向上を図るため、スクールガードリーダー研修会（4月）とスクールガード研修会（11月）を実施しました。 	学教				
<ul style="list-style-type: none"> ・通学路の指定、帰宅が遅い時の安全確保などの児童生徒への指導を徹底します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の登下校時の安全を確保するため、教育委員会事務局と各小・中学校により、通学路の合同点検を実施しました。 ・各小・中学校において、各学期の始業式や終業式で、安全指導の話を入れ、児童生徒の登下校の際の交通安全や防犯意識の啓発を図りました。 	学教				
<ul style="list-style-type: none"> ・ISS認証に係る取組を生かし、各学校で安全で健やかな学校づくりを進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員及び児童生徒の危機意識の向上を目指し、北本市セーフ・スクール連絡協議会（2月実施14名出席）を開催し、各中学校区における課題及び各校種ごとの課題について協議を行いました。 	学教				

* ISS・・・（体及び心の）ケガ及びその原因となる事故、いじめ、暴力を予防することによって、安全で健やかな学校づくりを進め、また児童生徒が中心となって活動することで、自らの安全を守る意識、能力を高めていくことを目指す活動に対する国際認証取得を目指す活動をいう。International Safe School の略。

基本目標Ⅲ 質の高い学校教育の推進

子供たちが未来を切り拓いていく力を身につけるために、質の高い学校が求められています。そこには個々の教員の手はもとより、学校としての組織力が重要です。そのため、学校運営の核となる校長のリーダーシップの下、教職員が一丸となって質の高い学校教育の推進に取り組めます。

また、地域に開かれた特色ある信頼される学校づくりを一層推進するため、学校選択制の改善を図ります。

さらに、異校種間のなめらかな接続を目指し、幼・保・小の連携を推進します。

また、小・中学校の義務教育9年間を見通した学びの連続の中で、体系的な教育課程の実施、児童生徒・教員の交流を深め、9年間の発達段階に応じた課題解決の取組や適切な支援を行う学校4・3・2制（小中一貫教育）を市内全校で推進します。

施策1 学校4・3・2制（小中一貫教育）をはじめとした異校種間連携の推進

施策2 地域に開かれた特色ある学校づくり、信頼される学校づくりの推進

施策3 教職員の資質の向上

施策4 教育環境の整備・充実

施策5 学校経営の改革推進

基本目標Ⅲ 質の高い学校教育の推進

施策	■主な取組		所管課	教育委員会の自己評価	課題・方向性	計画書
	事業	個別取組				
施策1 学校4・3・2制（小中一貫教育）をはじめとした異校種間連携の推進（※旧施策名「異校種間連携や小中一貫教育の推進」） P61						
○児童生徒の発達段階に応じた課題解決への取組や適切な支援を行う学校4・3・2制（小中一貫教育）の推進						
	<ul style="list-style-type: none"> ・義務教育9年間で小1～4・小5～中1、中2～3という発達段階に応じた指導を通し、小・中学校の連携・交流事業を進め、学びの連続性を重視した学校生活を送れるよう支援します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各中学校区毎に研究体制組織づくりを進め、交流行事、一部の授業形態の小・中統一化、教室掲示の統一化等、校区毎に特色ある研究主題を設定し、一貫教育を推進しました。 ・夏季合同研修会や小・中学校教員の相互授業参観を実施し、小・中学校教員の相互の連携や積極的な交流を行い、義務教育9年間を見通した教育課程の工夫、生徒指導等に特色を生かし、校区毎に取り組みました。 	学教	<ul style="list-style-type: none"> ・各中学校区での児童生徒の交流をはじめ、教職員合同研修や研究、兼務教員による授業や相互授業参観など、様々な取組を重ねたことで学級満足度の高い結果等が得られ、その効果を確かめることができました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各中学校区で成果の出た取組を取り入れ、各校区の実態に合わせて市内全体で共有し、精査した取組を推進していきます。 	
○幼・保・小の連携やK I S E P（北本市小・中・高「相互」交流事業）による異校種間連携の推進						
	<ul style="list-style-type: none"> ・小1プロブレム、中1ギャップ、高等学校進学への各不安解消のため、幼稚園等と小学校教員及び地元高校との連携事業により、園児・児童・生徒が安心して進学できるよう支援します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・幼保小連携教育を推進し、保育参観の実施や幼保小連絡協議会を実施し、幼稚園・保育園（所）と小学校教員の相互の連携や積極的な交流を行いました。 ・市内4中学校に対し、北本高等学校教員による出前事業の実施やスポーツ交流を実施しました。また、北本高校と小学校との交流事業に取り組みました。 	学教	<ul style="list-style-type: none"> ・幼保小連携教育、小学校と高校、中学校と高校等、異校種間の連携を進め、園児や児童生徒だけでなく、教員の積極的な交流に取り組みました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各連携事業も担当学年や担当者等、一部の担当教員の負担とならないよう、連携の重要性と有用性を啓発、働きかけをしていきます。 	
施策2 地域に開かれた特色ある学校づくり、信頼される学校づくりの推進 P53						
○学校協議会、学校外部評価委員会の効果的な活用						
	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者、教職員、地域の有識者や企業、関係機関や団体の代表などで組織する学校協議会で、児童生徒の健全育成、学校教育の充実、学校・家庭・地域の連携などについて協議し、学校教育のより一層の充実と発展を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育の充実、学校・家庭・地域の連携などについて各学校で協議するため、各小・中学校で保護者や地域の代表、教員で構成される学校協議会を開催しました。（各小・中学校3回程度開催） 	学教	<ul style="list-style-type: none"> ・学校協議会、外部評価委員会を計画的に実施し、各委員から学校の教育活動の取組について意見や助言をいただき、各小・中学校の教育活動の向上、発展を図ることができました。 ・学校の自己評価をもとに外部評価委員に学校の教育活動を評価していただき、次年度の学校経営や教育活動の方策の改善を図ることができました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校協議会委員、外部評価委員の両方を兼ねている方や再任用の方が多いことから、より多くの協力者の確保について各学校に働きかけていきます。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・各小・中学校が、教育活動等の成果を検証し、より良い教育活動の提供や組織的・継続的な改善を図るため、学校外部評価委員会を設置し、外部評価を実施します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校運営等について協議するとともに、学校の評価結果に基づき学校の教育活動等の成果を検証し、教育の一層の充実と改善を図るため、各小・中学校で保護者や地域の代表で構成される外部評価委員会を開催しました。（各小・中学校3回程度開催） 	学教			

施策	■主な取組		所管課	教育委員会の自己評価	課題・方向性	計画書
	事業	個別取組				
○教育課程の積極的な公開と学校・家庭・地域が一体となった教育の推進						
	・教育課程の計画・実施・評価の段階を積極的に公開し、学校としての説明責任を果たします。	・各小・中学校においてシラバス [*] を保護者等に公開するとともに、学校評価をとおして、教育課程の計画・実施についての評価を行い、その評価結果を公開しました。	学教	・教育計画に学校4・3・2制の視点を取り入れ、小・中9年間を見通した児童・生徒の育成を行える計画となりました。	・学校・家庭・地域が一体となって9年間を見通した児童・生徒の育成について、はぐくみたい資質・能力を明確にします。	
○学校の特色を生かした学力向上・生徒指導対策の推進						
	・地域に開かれた学校づくりのための教育環境を整えます。	・各小・中学校において、保護者や地域の方との連携を深め、学校公開及び親子ボランティア活動を実施するとともに、学校応援団との連携を図り、開かれた学校づくりを行いました。	学教	・各小・中学校とも学習指導要領の趣旨を理解し、各小・中学校が創意工夫し、教育環境の整備や体験活動の充実を図ることができました。 ・東中は専門的なアドバイスを受け、農作業体験から食育へ結びつけることができました。	・授業時数の確保、行事の精選を行い、適切な教育課程となるよう各小・中学校へ指導していきます。 ・東中をはじめよい取組を市内に広めていきます。	
	・豊かな心をはぐくむための体験活動の充実を図ります。	・児童生徒の豊かな心をはぐくむため、体験農園（各小学校）や学校ファーム（各小・中学校）での農業体験、総合的な学習の時間での地域の方とのふれあい活動（各小・中学校）、自然体験学習（各小・中学校）、職業・職場体験を行いました。 ・東中では、北本市農業青年会議所の協力を得て、教師と生徒が協力して、年間で計画的に野菜を栽培し、収穫した物を学校給食で活用する取組を行いました。	学教			
○ホームページ等を利用した情報発信の推進						
	・小・中学校において、自校を紹介するホームページを更新します。	・各小・中学校のホームページの活用により、学校情報や児童生徒の活動状況についての情報発信を行いました。	学教	・各小・中学校においてホームページを定期的に更新するよう努め、積極的に情報を発信するようになってきました。 ・形式を統一することにより、見やすく、学校の特色が分かりやすくなりました。	・学校間において更新の頻度にばらつきがあるので、更新について教職員に啓発していきます。 ・ホームページの内容は見る側のニーズにあったものを企画・発信していきます。	
	・保護者や地域に対して学校の活動に係る情報を発信することで、学校運営の改善を図ります。	・各小・中学校において、学校だよりや学年だよりを定期的に発行し、保護者や地域に向けて情報を発信しました。 ・開かれた学校づくりを推進するため、各小・中学校において学校公開を行いました。（各小・中学校3回程度実施）	学教			
○学校選択制の計画的な実施						
	学校選択制において家庭地域との結びつきを強めるために選択制を改善します。	・選択制だよりの発行、保護者対象の説明会を実施し制度について周知するとともに、希望児童及び保護者との面談、選択制許可検討委員会の開催、選択結果の通知を行いました。	学教	・選択制の制度と改善理由の周知に努め、希望者との面談、結果の通知を適切に実施しました。	・今後も希望者数の推移や学校、家庭、地域の状況等を考慮し、選択制の改善を検討していきます。	

* シラバス . . . 各小・中学校で作成する、教科の年間授業時数、各学期及び各期間の大まかな学習内容、評価の観点並びに評価方法が示された学校の授業計画をいう。

施策	■主な取組		所管課	教育委員会の自己評価	課題・方向性	計画書
	事業	個別取組				
平成28年度 取組状況・実績						
施策3 教職員の資質の向上						P55
○教職員研修の充実						
	・各小・中学校の教職員間での研修を推進し、教職員相互の連携と授業力を高めます。	・教職員相互の連携と授業力を高めるため、各中学校区での学校4・3・2制（小中一貫教育）に係る合同研修会及び小・中学校の教員の相互授業参観（各校1～2回開催）を開催するとともに、小中一貫教育により小学校教員が中学校（2人）に、中学校教員が小学校（6人）に兼務しました。	学教	・小・中学校間の教職員合同の研修会や相互授業参観を実施することにより、学校4・3・2制（小中一貫教育）の推進を図ることができました。 ・教師力ビルドアップセミナーや学びジョン研修会、若手教員研修会を実施することにより、教職員の資質や能力の向上を総合的に図ることができました。	・教職員の年齢構成において若手とベテランの二極化が顕著になっていることから、ベテランの経験と指導力を活かした若手教員の育成を図ります。	
	・若手教職員研修や教員のライフステージに応じた研修など、教職員の年齢や経験に応じた研修を充実させ、指導力及び資質の向上を図ります。	・教職員の指導力と資質向上を図るため、若手教員のための教師力ビルドアップセミナーを実施（年13回、延べ315人参加）するとともに、学校の中核となる教員を対象とする学びジョン研修会を実施（年9回）しました。	学教			
	・市立教育センターにおける教職員に係る各種研修会の充実を図ります。	・生徒指導教育相談中級研修会（7月1回、8月2回、延べ30人参加）を実施しました。	学教			
○教職員の人事交流の推進						
	・広域的かつ計画的な人事交流を推進し、教職員の資質の向上を図ります。	・学校の活性化と教職員の資質の向上を図るため、当初人事方針に係る計画を定め、転補、転任を行うなど、他市町と積極的に広域的かつ計画的な人事交流を実施しました。	学教	・人事方針に基づく計画的な人事交流推進により、教職員の資質向上と学校の活性化を図ることができました。 ・小中一貫教育の推進を図る兼務教員や生徒指導対応教諭の発令、Jプラン教員の配置により、中学校区において課題の共有化と解決策を図ることができました。	・退職者の増加により新採用教員が増加していることから、今後の教職員の年齢構成や教員の資質向上を十分配慮した人事交流を図ります。	
	・教職員の小・中学校間の人事交流や兼務を推進し、指導力の向上を図ります。	・教職員の人事交流を行うことにより教員の指導力の向上を図るため、Jプランにより小・中学校に各1人ずつ教諭を配置するとともに、小中一貫教育に係る教員（25人[市費16・兼務9]）や生徒指導対応教諭（1人）の兼務教員を配置しました。	学教			
○教職員事故防止の徹底						
	・教職員事故防止に向けて研修会の実施やポスター作成等の啓発活動を行い、意識の向上を図ります。	・教職員の意識の向上を図るため、教職員事故防止強化期間を設け、各小・中学校で研修会を実施しました。（9月に8校実施、10月に4校実施、教職員327人参加） ・倫理確立に係る委員会において事故防止チェックリストを作成し、教職員事故防止に向けて啓発活動を行いました。	学教	・教職員事故防止研修会や倫理確立委員会を中心とした事故防止の取組を実施することにより、教職員事故の未然防止のための組織的な活動が着実に取り組まれました。	・教職員事故絶無を目指し、教職員一人一人の教育公務員としての自覚と責任を高める取組を継続していきます。	
	・教職員の倫理確立委員会を活性化させ、実効性を高めます。	・教職員の意識の向上を図るため、各小・中学校で倫理確立委員会を組織し、計画的に開催し（各小・中学校10回程度）、教職員事故防止に向けてスローガンやポスター作成等の啓発活動を行いました。	学教			

* Jプラン・・・小学校と中学校のスムーズな橋渡しを行うための施策として県が行う「埼玉県公立小・中学校教員人事交流」をいう。

施策	■主な取組		所管課	教育委員会の自己評価	課題・方向性	計画書
	事業	個別取組				
	○学校衛生管理の充実					
	<ul style="list-style-type: none"> 衛生推進者研修会の開催等により、衛生推進者の資質の向上を図るとともに、学校における労働安全衛生管理体制の充実を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> 衛生推進者の資質の向上及び教職員の心身の健康を図るため、埼玉県鴻巣保健所と連携し、北本市立小・中学校メンタルヘルス研修会を実施しました。（1月、23人参加） 県主催のメンタルヘルス研修会に管理職（13人）を、こころの健康講座に教職員（19人）を派遣し、参加者をとおして所属校において、その内容の共有を図りました。 	学教	<ul style="list-style-type: none"> 北本市立小・中学校安全衛生管理規程に基づき、労働安全衛生管理体制の整備・充実を図ることができました。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、衛生管理者等研修会を開催し、衛生推進者の資質の向上を図っていきます。 	
	<ul style="list-style-type: none"> 教職員の健康診断結果への適切な指導、悩みを共有できる職場づくり等を推進するとともに、県などの関連機関との連携をとおして、教職員の心身の健康管理に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 各小・中学校において、学校医（健康管理医）と連携を図り、教職員の健康診断結果について適切な指導を受けられる機会を設定するとともに、悩みを共有できる職場づくりに努めました。 	学教			
施策4 教育環境の整備・充実						
	○学校施設の有効活用の推進					
	<ul style="list-style-type: none"> 児童の放課後の安心・安全な居場所づくりを図るため、「放課後子ども教室」を実施します。 	<ul style="list-style-type: none"> 子供たちが地域社会の中で心豊かに健やかに過ごすよう、地域のボランティアの協力のもと、小学校の地域活動室等を利用して、放課後に自主的な学習活動や体験活動、スポーツ活動など全8小学校で行いました。* 「北本市放課後子ども総合プラン」*に基づき、「放課後子ども教室」と「学童保育室」に通う児童と一緒に活動する共通プログラムを市内の各放課後子ども教室で、年1回実施し、児童の放課後の安全・安心を確保するとともに、多様な体験活動を促進することができました。 	生学	<ul style="list-style-type: none"> 小学校の地域活動室等で「放課後子ども教室」を実施することにより、子供たちの健全育成を図るとともに、学校施設を有効活用することができました。 	<ul style="list-style-type: none"> 「放課後子ども教室」の活動拠点となる部屋の安全確保について、学校との更なる調整を図っていきます。 放課後子ども総合プランに基づき、学童保育室との連携活動を増やしていきます。（H34年度までの目標：週1回実施） 	
	○多目的室等を有効に活用した少人数指導の推進					
	<ul style="list-style-type: none"> 多目的室等を用いて、少人数指導を行うことで、子供たちの学力の向上へつなげます。 	<ul style="list-style-type: none"> 各小・中学校の施設において、学習形態の必要性に合わせ多目的室等を活用して学習するなど、算数の少人数指導等の個に応じた学習指導やきめ細かい生徒指導が行われました。 	学教	<ul style="list-style-type: none"> 少人数指導では、一人一人のつまずきに対応したり、話し合いによる問題解決学習を行ったりするなど、きめ細かい指導により、学力の向上につなげることができました。 	<ul style="list-style-type: none"> 子供たち一人一人に合わせた課題を明確にし、適切な指導を行ってまいります。 	

* 北本市放課後子ども総合プラン ……共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、時代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、学童保育室及び放課後子ども教室の一体型運営を推進する計画。

施策	■主な取組		所管課	教育委員会の自己評価	課題・方向性	計画書
	事業	個別取組				
	○高等学校等の入学準備金貸付事業の推進					
		・経済的な支援を必要とする家庭に対し、高校、大学等の入学金を無利子で貸し付けることで、就学の機会を得やすくします。	・入学準備金について、高等学校貸付3件、大学等進学貸付2件、合計1,400,000円の貸付を行いました。 ・入学準備金貸付事業について、市の広報紙により周知を行いました。(11月号)	学教	・入学準備金の貸付により、経済的支援を必要とする家庭に対し、進学に係る支出の支援を行うことができました。	・貸付について、今後も広報による周知を行います。 ・貸付金の回収については、返済滞納している家庭への勧奨を積極的に行います。
	○幼稚園就園奨励費補助事業の推進					
		・幼稚園への就園に係る費用負担を軽減することで、幼児の就園を推奨します。	・幼稚園に係る入園料及び保育料を補助対象とした幼稚園就園奨励費を、803人に対して支給しました。(支給総額95,143,100円) ・幼稚園就園奨励費補助事業について、市の広報紙により周知を行いました。(6月号)	学教	・幼稚園就園奨励費の支給により、入園料及び保育料の保護者負担の軽減を図ることができました。	・今後も広報紙及び市ホームページによる周知を行います。
施策5 学校経営の改革推進						P59
	○学校の組織体制の整備・充実					
		・校長は、学校経営のビジョンを明確に提示し、教職員の共通理解のもと、リーダーシップを発揮した学校経営を推進します。	・教職員の共通理解のもと、校長がリーダーシップを発揮し、特色ある学校経営を推進するため、各校長が学校教育目標の具現化のための具体策を示した学校運営計画及び各学校の特色ある取組を示したグランドデザインを作成し、教職員に明示して目標及び目標具現化のための具体策を共有しました。	学教	・校長が経営のビジョンを運営計画やグランドデザインで明確に示すことで、教職員が目標や具体策を共通理解・行動することでチームとして教育活動を推進することができました。 ・学校課題研究で主幹教諭や教務主任、各主任が中心となり組織的な課題解決が着実に取り組まれました。	・若手教職員が急増し、年齢構成の二極化が顕著であることから、今後も主幹教諭や中堅教職員等のミドルリーダーの育成を充実させることで組織力の向上を目指してまいります。
		・校長と教頭を中心に教職員集団をとりまとめる主幹教諭や中堅教職員などのミドルリーダーの育成を支援します。	・責任ある役職を任せることでリーダーの自覚を高めるため、中学校に主幹教諭(5名)を配置するとともに中堅教職員が校務分掌の主担当として配置し力量を発揮できるよう校長や教頭にミドルリーダーの育成を促しました。	学教		
	○学校運営に係る情報公開の推進					
		・学校経営について、保護者等への情報発信を積極的に行います。	・各小・中学校で、学校便りやホームページの活用、保護者会、学級懇談会、PTA総会、PTA役員会等の開催の機会を積極的に活用し、学校経営についての情報発信を積極的に行いました。	学教	・各小・中学校において学校経営についての積極的な情報発信や日々の教育活動の様子をこまめに公開することができました。	・各小・中学校で各種通信やホームページ、各種集会等を積極的に活用し、分かりやすく一貫性のある情報発信に取り組んでまいります。
		・学校公開、学校だより、ホームページ等により、各小・中学校の様子を発信します。	・各小・中学校において、学校公開日の設定、学校だよりの発行、ホームページの更新を行い、日々の学校の様子を発信しました。	学教		

施策	■主な取組		所管課	教育委員会の自己評価	課題・方向性	計画書
	事業	個別取組				
	平成28年度 取組状況・実績					
	○全職員を対象にした人事評価制度の活用					
	<ul style="list-style-type: none"> 様々な教育課題の解決に向けて、すべての教職員の力を結集して目指す学校像の実現を目指します。 	<ul style="list-style-type: none"> 教職員一人一人が教育課題の解決に向け5月1日を基準日として教科指導、学年・学級経営、生徒指導、その他の校務等の年度の目標とその方策を立てるとともに、チームワーク行動の重点項目を設定し、10月1日を基準日として目標を修正し、2月1日を基準日に達成度の評価と課題の分析を行うとともに、校長、教頭との面談をとおして校長の目指す学校像の実現に教職員の力を結集することができました。 	学教	<ul style="list-style-type: none"> 計画的に着実に人事評価を行うことで、教職員が自らの教育活動を評価し資質の向上を図ることができました。 	<ul style="list-style-type: none"> 各小・中学校の教育課題を明確にし、目指す学校像の実現に向け、今後もより丁寧に人事評価制度を活用していきます。 	
	<ul style="list-style-type: none"> 教職員の職務遂行過程で発揮された能力、執務姿勢を正しく評価し、教職員の育成を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> 10月1日を基準日に個々の教職員の目標のその方策の中間申告を行った教職員と中間面談を行い、12月以降に教頭は教職員の達成状況申告を評価しました。また、校長が一人一人の教員と面談を行い、人事評価の結果をフィードバックして、教職員に指導・助言を行い、教育課題への取組等、職務遂行過程で発揮された能力や執務姿勢を評価し、教職員の育成を図りました。 	学教			

基本目標Ⅳ 家庭・地域の教育力の向上

基本的な生活習慣や倫理観、自制心や自立心などを身に付けさせることができる家庭づくりを目指して、各種啓発事業の充実などにより、家庭教育の支援に努めます。

また、地域の行事やボランティア活動などへの参加を通じて、地域の一員として子供を育てていくような、地域ぐるみの教育活動を支援します。

さらに各学校の「地域活動室」を一層活用し、地域との交流・連携を深めながら、地域に開かれた学校づくりを推進します。

施策1 家庭教育に関する学習機会の充実とPTA活動の推進

施策2 地域の教育推進体制の充実

施策3 子どもの読書活動の推進

施策4 地域活動室事業と学校応援団の活用の推進

基本目標Ⅳ 家庭・地域の教育力の向上

施策	■主な取組		所管課	教育委員会の自己評価	課題・方向性	計画書
	事業	個別取組				
施策1 家庭教育に関する学習機会の充実とPTA活動の推進 P64						
○家庭教育支援の講座の充実						
	<ul style="list-style-type: none"> 家庭の教育力をより向上させるため、入学前児童の保護者対象の子育て講演会等を実施します。 	<ul style="list-style-type: none"> 子供の発達段階に応じた子育て方法の理解を深めていただくため、小・中学校入学前の子供を持つ保護者を対象に「新入学児童をもつ親としての心がまえ」や「スマートフォンの与え方」などの子育て講座を開催しました。(10月～1月、各小・中学校1回の計12回開催、延べ1,000人程度参加) 	生学	<ul style="list-style-type: none"> 小学校の就学時健診や中学校の学校説明会に合わせて、子育て講座を実施し、多くの保護者に講座を受けていただくことにより、発達段階に応じた子育てについて理解を深める機会を提供することができました。 	<ul style="list-style-type: none"> 子供の発達段階に応じた子育てを一層理解していただくために、子育て講座を実施するとともに、当該講座について保護者のニーズを踏まえ、より充実した内容にしていきます。 	
○PTA活動の推進						
	<ul style="list-style-type: none"> 教育講演会等、事業の活性化を図るとともに、各小・中学校のPTAが相互に情報交換し、協力できるよう、北本市PTA連合会に対する支援を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> 家庭教育講演会「ハートピア21」を市とPTAとの共催により実施し、会場の提供及び企画・運営の支援をしました。(11月、434人参加) PTA会員の資質向上を図るため、各小・中学校のPTAにおいてテーマを定めて企画・運営する家庭教育学級を委託により実施しました。(各校3回以上、延べ45回開催、延べ1,801人参加) 北本市PTA連合会の活動を支援するため、補助金290,000円を交付しました。 	生学	<ul style="list-style-type: none"> 事業の共催や委託、補助金の交付など、様々な方法でPTA活動を支援し、PTA活動の推進を図ることができました。 	<ul style="list-style-type: none"> より主体的なPTA活動の推進を図るため、助言や情報提供等の支援を充実していきます。 	
施策2 地域の教育推進体制の充実 P65						
○自然体験活動等の推進						
	<ul style="list-style-type: none"> 地域性を生かした自然体験活動等の取組を推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の方の協力を得て、各小学校で田植え、稲刈り、野菜の種まき等の体験活動を実施しました。 	学教	<ul style="list-style-type: none"> 地域の方の協力で、農業体験などで自然とふれあう活動を行い、農業や食育に興味を持つ児童が見られるようになりました。 	<ul style="list-style-type: none"> 児童にとって、非常に効果的な事業であるため、これからも農地の確保と農業経営者との綿密な打合せを実施していきます。 	
○放課後子ども教室事業の推進						
	<ul style="list-style-type: none"> 小学校の余裕教室等を活用し、子供たちの安全な居場所を整備するとともに、地域住民の参画を得て、子供たちの活動を支援します。 	<ul style="list-style-type: none"> 子供たちが地域社会の中で心豊かに健やかに育まれるよう、地域のボランティアの協力のもと、小学校の地域活動室等を利用して、放課後に自主的な学習活動や体験活動、スポーツ活動など全8小学校で行いました 	生学	<ul style="list-style-type: none"> 各小学校における「放課後子ども教室」において、当該学区内の多くの地域の方々の参画を得て実施することにより、多様な活動を行うことができ、地域の教育推進体制の充実を図ることができました。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域コミュニティ等と密に連携を図り、事業への理解・関心を深めていただき、継続的に地域の方々の参画を図っていきます。 	

施策	■主な取組		所管課	教育委員会の自己評価	課題・方向性	計画書
	事業	個別取組				
○青少年の健全育成活動の促進						
	<ul style="list-style-type: none"> ・青少年の健全育成に係る情報交換会を設けるなど、関係団体の取組を支援します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・県の青少年非行・被害防止特別強調月間に合わせて、北本駅を中心に非行防止キャンペーンを実施し、啓発活動を行いました。（7月6日） ・青少年関係団体連絡調整会議を開催し、青少年の健全育成に係る団体間の情報交換を行いました。（3月4日） ・北本市青少年育成市民会議の活動を支援するため、補助金900,000円を交付しました。 ・「郷土きたもと」をテーマとした活動を通して、青少年の健全育成及び青少年のふるさと意識の高揚を図るため、青少年ふるさと学習事業を青少年育成市民会議に委託しました。 	生学	<ul style="list-style-type: none"> ・北本駅を中心に非行防止街頭キャンペーンを実施することにより、効果的な啓発活動を行うことができました。また、青少年関係団体連絡調整会議を開催することにより、団体間の情報交換の場を設けることができました。青少年ふるさと学習をとおして、ふるさと意識の高揚を図ることができました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・さらに幅広い参加を募り、青少年の健全育成の啓発を深めるために助言や情報提供等の支援を充実していきます。 	
○学校公開の実施						
	<ul style="list-style-type: none"> ・学校公開の実施をとおして、教育に対する地域の理解を深め、関心を高めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育に対する理解を深めていただくため、各小・中学校で保護者や地域の方を対象に、児童生徒の様子や学校の環境を公開する学校公開（各小・中学校年間7回程度）を行いました。 	学教	<ul style="list-style-type: none"> ・学校公開で、子供が学習したり発表したりする姿や、教育活動の実際を保護者や地域の方々にご覧いただき理解していただくことや感想をいただくことができました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の学ぶ姿や学校の環境、教育活動の実際を公開することで理解を求めたり評価をいただいたりします。 ・学校公開日には、多くの人の出入りがあるため、児童生徒の安全面に配慮していきます。 	
施策3 子どもの読書活動の推進						P67
○読書に親しむ機会の提供と充実						
	<ul style="list-style-type: none"> ・おはなし会を定期的実施するとともに、季節毎の各種行事においてブックトークや読み聞かせを実施します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の多くが読書の準備段階にある小さな子供たちであることから、本を手渡すと同時に耳から聞く機会の提供に努めました。 ・毎週のおはなし会、季節ごとのおはなし会、夏休みの「子ども読書まつり」などを実施しました。工作付きのおはなし会も毎月開催しました。 	生学	<ul style="list-style-type: none"> ・おはなし会、本の展示、ブックトークを行い、利用者により多くの本を紹介し、本に親しんでもらう機会を増やすことで、読書への動機付けが図られました。また、本や本と子供の関わりに対する理解を深めてもらい、読書活動をより充実させるための支援を行うことができました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・子供の読書活動を推進する市民団体と連携して、より充実したおはなし会や行事を開催し、子供が読書に親しむための動機付けを促進していきます。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・おすすめ本の展示など、利用者へ積極的に情報を提供し、読書への動機付けを促進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・子供たちが読書の幅を広げ読書の体験を深めるきっかけを提供するために、様々な分野の本を展示を行いました。 ・利用者の課題解決に役立つ本の展示に努めました。 	生学			
	<ul style="list-style-type: none"> ・子供の読書活動を推進するための講座を開催し、親子で本に親しむための動機付けや機会を設け、子供の読書活動への支援を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・親子で本に親しむことの大切さへの理解を深めるために「こどもの読書週間」にブックトーク（0～3才向）～絵本となかよし～ブックトーク（3～7才向）～絵本を楽しむ～を開催しました。 	生学			

施策	■主な取組		所管課	教育委員会の自己評価	課題・方向性	計画書
	事業	個別取組				
	○読書環境の整備・充実					
		<ul style="list-style-type: none"> 子供の発達段階に応じた読書環境を整えるとともに、気兼ねなく乳幼児を図書に親しませることができる環境づくりを進めるため、こども図書館の整備・充実を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> こども図書館を平成26年11月1日に開館し、絵本、よみもの、子育て支援の図書等23,961冊を整備し、ゆったりとくつろいで読書できる環境を提供しました。平成29年3月末には蔵書が約28,000冊となりました。 	生学	<ul style="list-style-type: none"> 年間で、定例のおはなし会は240回、絵本の読み聞かせは559回、季節のおはなし会等を35回開催し、好評を得ています。 	<ul style="list-style-type: none"> こども図書館の蔵書構成に注意を払い、子供たちが興味関心を持って様々な分野の図書に触れられるように指定管理者と協力し選書に取り組んでいきます。
	○こども図書館の充実					
		<ul style="list-style-type: none"> 平成26年度に開館しました「こども図書館」の蔵書構成の工夫・充実を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> 幼児期から小学校低学年までの、子供自身が興味関心を持って読書に親しむことができるような蔵書構成に努めるとともに、親世代の子育て支援につながるような図書についても充実を図りました。 	生学	<ul style="list-style-type: none"> 子供はもちろん、子育て世代や孫育て世代の方々が積極的に利用されています。年間の入館者数は68,583人でした。近隣に同様の施設がないため、鴻巣市や桶川市はもちろん、上尾市やさいたま市等からも集客できる施設となっています。 	<ul style="list-style-type: none"> 限られたスペースを有効に活用し、多くの蔵書を揃え、様々な要望に応えられるよう努めるとともに、おはなし会や読み聞かせを積極的に実施し、子供たちが図書と触れ合う機会を提供します。
○セカンドブック事業の充実						
	<ul style="list-style-type: none"> 小学1年生に本を贈り、読書好きな子供を育成するとともに、保護者が子供に本を読み聞かせ、絆を深める機会の提供に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成28年度は予算措置が見送りとなり、当該取組を実施することができませんでした。 	生学	<ul style="list-style-type: none"> ※取組が実施できなかったことから、評価の対象外とさせていただきます。 	<ul style="list-style-type: none"> 今後は、個別取組「こども図書館の充実」を中心に、子供の読書活動の推進に努めます。また、新たな個別取組の設定について、研究していきます。 	
施策4 地域活動室事業と学校応援団の活動の推進						P69
○地域活動室事業の推進						
	<ul style="list-style-type: none"> 地域活動室の活動に関する周知を行い、地域住民の参加を促すことで地域活動室事業の推進を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> 各小・中学校の学校だよりやホームページで、地域活動室の活用や活動内容について地域の方に周知しました。 各小・中学校の地域活動室にコーディネーターを配置し、地域の方の要望を聞き、地域と学校との連絡調整等を行いました。 	学教	<ul style="list-style-type: none"> 学校だよりやホームページを活用し、地域活動室の活用や活動内容について周知することができました。 コーディネーターが連絡調整を行い活用状況の工夫改善を図ることができました。 	<ul style="list-style-type: none"> 学校間による差があるので、市内全小・中学校で地域活動室の効果的な活用ができるよう学校だよりやホームページでの周知を工夫し、コーディネーターを活用していきます。 	
	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒が地域活動室を訪問し、地域住民と交流を深めるなど、地域活動室における児童生徒と地域住民との交流を推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の方々の希望者を対象に、週2回パソコン教室を実施し、民生児童委員が子育て（幼児）講座「親子ホットサロン」を実施して、相談活動やコミュニティの場となりました。 	学教			

施策	■ 主な取組		所管課	教育委員会の自己評価	課題・方向性	計画書
	事業	個別取組				
	○学校応援団の活動の推進					
		<ul style="list-style-type: none"> 総合的な学習の時間で地域住民にゲストティーチャーとして授業に参加していただくなど、地域の教育力の活用を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> 総合的な学習の時間や家庭科の時間に、地域の方をゲストティーチャーとして招き、授業の補助をしていただきました。 	学教	<ul style="list-style-type: none"> 地域の方々の様々な経験を生かし、総合的な学習の時間等でゲストティーチャーとして授業に協力していただきました。 学校応援団を中心に夏休みの全校除草など、地域の力を活用し、校内の美化をはかることができました。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の方々が活用できる場面を設定し、地域の方々と児童生徒の関わりを増やしていきます。 学校応援団については安全に配慮し、事故なく活動するよう学校に啓発するとともに、万が一に備え保険への加入を継続していきます。
		<ul style="list-style-type: none"> 保護者や地域住民の挨拶運動、生徒指導、校舎内外の巡回等への協力をおして、子供の健全な育成を推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒の安全を確保するため、保護者や地域の方による登下校の安全見守り活動や放課後の学区内パトロール等を実施しました。 	学教		
		<ul style="list-style-type: none"> 保護者や地域住民の学校清掃活動や美化活動への参加をおして、校内環境の整備を推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> 各小・中学校において、PTA、親父の会及び学校応援団に、枝おろし、草刈り、トイレ清掃などに参加していただき、校内環境の美化が図られました。 	学教		

基本目標Ⅴ 生涯学習とスポーツの振興

近年の国際化、高度情報化、少子高齢化などの社会の急激な変化や市民の学習意欲の多様化・高度化に対応し、市民の自主的な学習活動を支援するため、市民と行政が一体となった生涯学習推進体制を構築するとともに、市民が学習成果を生かして、まちづくりに参加できるよう、生涯を通じた多様な学習活動の振興を図ります。

また、地域の長い歴史の中で独自の発展を遂げてきた、北本の歴史・伝統・文化を理解し、次の世代に守り伝えるため、貴重な文化財の保存・活用を進めるとともに、市民の文化活動を支援し、市民自らが参加する新しい文化の創造と振興に努めます。

施策 1 生涯学習による生涯学習のまちづくりの推進

施策 2 学習施設の整備・運営の充実

施策 3 文化財保護の推進

施策 4 文化芸術活動の推進

※平成28年度から「スポーツ活動の推進」に関する事務については、市長部局へ移管されました。

基本目標V 生涯学習とスポーツの振興

施策	■主な取組		所管課	教育委員会の自己評価	課題・方向性	計画書
	事業	個別取組				
<p>施策1 生涯学習による生涯学習のまちづくりの推進</p>						P72
○生涯学習啓発活動の充実						
	<ul style="list-style-type: none"> 市の広報やホームページ等を活用した、生涯学習啓発活動の充実に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 市の広報紙に、市民大学きたもと学苑（6、12月号）、東洋大学及び筑波大学の公開講座、市役所出前講座の開催案内を掲載し、その参加を募りました。 市のホームページに、市内で活動するグループ・サークル情報を掲載しました。また、大学公開講座において、インターネットによる申込を受け付けました。 	生学	<ul style="list-style-type: none"> 市民大学きたもと学苑や、東洋大学及び筑波大学の公開講座等の開催案内を、市の広報紙やホームページに記載し、市内外に広く周知することができ、それぞれ市民及び市外からの参加者が得られました。 	<ul style="list-style-type: none"> 広報紙及び市のホームページを利用した生涯学習啓発活動に努めるとともに、生涯学習関連講座に係るインターネットを利用した参加申込を拡充します。 生涯学習情報誌を適宜見直し、新鮮な情報を発信します。 	
	<ul style="list-style-type: none"> 生涯学習関係団体などの情報を掲載した生涯学習情報誌を発行し、その充実に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 市民の生涯学習活動への情報提供を行うため、市内で活動するグループ・サークルの情報、刊行物の案内、公民館等の案内をまとめた生涯学習に係る総合的な情報誌を発行（850部作成）し、公民館等の生涯学習拠点施設において配布しました。 	生学			
○学習情報の収集及び提供並びに学習相談体制の整備						
	<ul style="list-style-type: none"> 学習情報を収集し、市民や関係団体へその情報を提供するとともに、学習に関する相談を行う人財情報バンクの充実に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 人財情報バンクへの登録者数は、157人（前年比12人増）となりました。 人財情報バンクの登録を一覧にした登録情報閲覧簿を作成し、公民館等に設置しました。 	生学	<ul style="list-style-type: none"> 市民や関係団体からの要望に適合した指導者を人財情報バンクから紹介することができました。 	<ul style="list-style-type: none"> 学習情報の収集と人財情報バンクの更新を行います。 	
○市民大学きたもと学苑の充実						
	<ul style="list-style-type: none"> 市民一人一人がライフスタイルに合わせて学習機会を選び、体系的・総合的に学習できる市民大学きたもと学苑の充実に図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> 市民が互いに学び、支え合い、交流を深めるため、市民大学きたもと学苑の運営に助言と支援を行い、市民の学習機会の拡充を図りました。（市民大学きたもと学苑、226講座、2,590人受講（※前年比で28講座、397人の増加）） 	生学	<ul style="list-style-type: none"> 新しい市民教授の登録もあり、体系的・総合的に学習できる市民大学きたもと学苑の講座を開設することができました。 	<ul style="list-style-type: none"> 今後も、新規市民教授説明会を定期的で開催し、新たな市民教授の登録を促進するとともに、市民一人一人がライフスタイルに合わせた学習機会が選べるような講座開設を検討します。 	
	<ul style="list-style-type: none"> 市民大学きたもと学苑の講座の充実に図るために、新たな市民教授の登録を目的とした新規市民教授説明会を開催します。 	<ul style="list-style-type: none"> 新たな市民教授の登録を促進するため、新規市民教授説明会を、6月と12月の計2回開催しました。（延べ19人参加） 	生学			

施策	■主な取組		所管課	教育委員会の自己評価	課題・方向性	計画書
	事業	個別取組				
	○市役所出前講座の開設					
	・市民団体からの要請に基づき、団体が主催する学習会に市職員を講師として派遣する市役所出前講座の充実を図ります。	・まちづくり関係で10講座、都市計画関係で3講座、福祉関係で9講座、くらし関係で4講座、教育関係で6講座の合計32講座を準備し、22件の講座を実施しました。	生学	・まちづくりと行政、都市計画、福祉・健康・子育て、くらし・環境、教育・文化のジャンルから32の講座を設定し、市民に提供することができました。	・今後も市民の関心が高い現代的課題をテーマとして講座が開設できるように関係部署との調整を図っていきます。	
	・市役所出前講座で、環境・福祉・防災といった現代的課題をテーマにした講座を開設します。	・福祉・健康・子育て・くらし・環境などの現代的課題をテーマとした講座を13件準備し、そのうち、16件の講座を実施しました。	生学			
	○大学公開講座の充実					
	・市民に高度で専門的な学習機会を提供する大学公開講座の充実に努めます。	・市民に高度で専門的な学習機会を提供する大学公開講座を実施しました。（筑波大学公開講座（4回）、延べ132人参加）（東洋大学公開講座（1回）、79人参加）	生学	・医学、社会科学、国際化時代における外国語学習等の専門的な学習機会を市民に提供することができました。	・講座参加者からの意見を参考にしながら、参加費の負担のない大学公開講座を実施します。	
	○子ども大学きたもとの充実					
	・大学・専門学校の教員や学習施設の指導者による専門性の高い講義や体験活動を通じて、児童の知的好奇心を刺激する学びの機会を提供することを目的としています。	・市内の小学5～6年生を対象に30名を定員として、7月26日（火）、8月2日（火）、8月10日（水）の3日間実施しました。 ・1～2日目は北里大学看護専門学校、3日目は埼玉県自然学習センターを会場に実施しました。	生学	・専門学校の教員や学習施設の指導者による専門性の高い講義や体験活動を通じて児童の知的好奇心を刺激する学びの機会を提供することができました。 ・延べ87人の参加があり、参加率は96.6%となりました。	・事業経費の縮減に努めます。 ・魅力ある講義の企画・提案及び協力者（企業や教育機関）の開拓に努めます。	
	○国際理解学習・交流事業の推進					
	・国際理解学習・国際交流の普及奨励と、国際交流の場の創出を目的とした国際交流ラウンジ事業を推進します。	・学習センターにおいて国際交流ラウンジ事業を実施しました。（日本語学習会35回開催、延べ415人参加）（全体会議12回開催、延べ151人参加）（「もっと知ろう友達の国」3回開催、延べ89人参加）（外国語入門講座8回開催、延べ88人参加）（日本語指導ボランティア養成講座4回開催、延べ26人参加）	生学	・日本語学習会を中心に、国際交流の場を提供することができました。また、異文化理解の講座や北本まつり宵祭りへの参加をとおして、市内在住の外国人と市民とのコミュニケーションを図ることができました。	・今後も日本語学習会を中心に、国際交流の普及を目的とした国際ラウンジ事業を推進します。	

施策	■主な取組		所管課	教育委員会の自己評価	課題・方向性	計画書
	事業	個別取組				
施策2 学習施設の整備・運営の充実 P74						
○中央公民館・地域学習センター運営の充実						
	<ul style="list-style-type: none"> ・だれもが幅広く学ぶ学習機会の充実を図り、生涯学習への意識を高めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者を対象とした学級を、公民館等で開催しました。(89回開催、延べ3,900人参加) ・子供を対象に、夏休みを利用した学習講座を開催しました。 ・幅広い方々の学習機会の充実を図るため、親子参加のケーキ作り教室や女性講座などを開催しました。(親子参加クリスマスケーキ作り教室：1回開催、16人参加)(女性講座：14回開催、延べ305人参加) 	生学	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者学級については、「外出するきっかけになる、新しいことを学ぶことができた」等の感想が寄せられるなど、高齢者の意欲向上と生涯学習の推進に繋げることができました。 ・女性向けや親子参加の講座を実施することにより、様々な方に向けて生涯学習の機会を作ることができました。 ・緊急時対応マニュアルを作成することにより、災害等が発生した際の対応が明確となり、利用者の安全性が向上しました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者学級において、男性の参加が少ないため、男性が参加しやすいように、講座の充実や募集方法を工夫していきます。 ・勤労者の学習機会の充実を図るために、休日や夜間の講座など柔軟な運営方法について研究していきます。 ・施設の老朽化が進む中で効果的に改修し、適切な施設運営ができるよう、今後も計画的に改修を行います。 ・緊急時対応マニュアルを効果的なものとするため、周知徹底、更新を行っていきます。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・機能的で利用しやすい施設づくりを目指して、老朽化している施設設備を計画的に改修・充実するとともに、適切な管理運営に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・公民館等の各種設備修繕と消防訓練を実施し、良好な施設維持管理と緊急時体制の整備を行いました。 【各公民館等の主要修繕】中央公民館：1Fトイレ改修、東部公民館、中丸公民館、勤労福祉センター、南部公民館：空調機修繕を行いました。 【緊急時体制】緊急時対応マニュアルを作成し運用しています。 	生学			
○各種文化事業の充実と展開						
	<ul style="list-style-type: none"> ・地域文化の振興に寄与するため、本市の文化事業の理念や市民ニーズを反映させた自主文化事業を開催します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民が優れた芸術・文化にふれあい、楽しむ機会を創出するため、サロンコンサート、東京音楽大学提携コンサートを開催し、市民に良質な音楽を提供しました。また、それぞれの年間参加者によるジョイントコンサートを開催しました。 ・きたもとニューイヤーコンサート2017には、1月に東京ヴィバルディ合奏団による演奏会を開催しました。 ・市民が落語を身近に楽しめるロビー寄席を開催しました。 	生学	<ul style="list-style-type: none"> ・サロン・コンサートにおいて普段聞くことのできない楽器(雅楽、尺八など)の演奏会を安価に実施するなど、市民ニーズを反映した文化事業が着実に取り組まれました。 ・質の高い演劇やコンサートをホールで行うことにより、住民の文化の向上を図ることができました。 ・きたもとピアノフェスティバルは、市内在住者が多く出演し、市内の音楽文化の創造と発展、向上を図ることができました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ホールの文化事業は空席があるため、来場者の増加に向けて、周知方法の改善や市民ニーズを捉えるなどの工夫を行います。 ・安価で人気のサロンコンサートのリピーターが、ホールの文化事業に来場したくなるような、魅力ある企画づくりに努めていきます。 ・ピアノフェスティバルは多数の出演者に対し、来場者数が少なかったため、さらに広く周知をします。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・音楽文化の創造と発展、向上に寄与することを目的として「きたもとピアノフェスティバル」を開催します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回きたもとピアノフェスティバルを開催しました。出演者39名(内、市内在住者29名)、来場者240名 	生学			
○野外活動センターの運営の充実						
	<ul style="list-style-type: none"> ・野外活動や体験活動を行うための施設として有効活用されるよう、適切な施設の整備と管理運営に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・安全な施設の維持管理を図るため、施設設備の日常・定期・緊急点検等を適切に実施し、破損箇所等の修理を迅速に行いました。 ・大広間の畳の張替えを行いました。 	生学	<ul style="list-style-type: none"> ・設備点検及び迅速な修繕を実施し、野外活動や体験活動に有効活用されるよう努めました。 ・大広間の畳の張替えを実施し、利用者の満足度の向上が図られました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・屋根や外壁、風呂やトイレの水回りに経年劣化による不具合が発生していることから、施設が安全に利用できるよう日常の点検と適切な修理を行っていきます。 	

施策	■主な取組		所管課	教育委員会の自己評価	課題・方向性	計画書
	事業	個別取組				
	○視聴覚ライブラリーの運営の効率化					
	・現在、保有している視聴覚機材・機器の有効活用を図ります。	・プロジェクター、ビデオソフトなどの視聴覚機材・機器について、常時貸し出しを行いました。（貸出件数 機材：65件 ソフト：24件）	生学	・視聴覚機材、機器の常時貸し出しを行うことにより、学習活動の推進を図ることができました。	・ソフト貸出件数を増やすため、魅力的なソフトの設置や広報活動により、件数の向上に努めていきます。	
	○プラネタリウムの運営の充実					
	・幼稚園等の幼児に対し、豊かな情操をはぐくむことを目的として実施する団体投影の内容の充実を図ります。	・保育所、幼稚園等の幼児を中心に豊かな情操教育を育むよう、年少、年長に合わせたオリジナルの投影プログラムを上映しました。 ・小学生対象には、学習指導要領に則した内容を基本にしなが可能な限り各学校の先生のリクエストに対応し内容の充実を図りました。	生学	・幼児向けプログラムを投影することで、幼児の宇宙や星座に対する興味を引き出すことができました。 ・事前学習と実際の望遠鏡を使用した天体観望会を実施することで、自然事象への興味を向上することができました。 ・プラネタリウムの番組を3種類用意することで、子供から大人まで幅広く利用してもらうことができました。	・望遠鏡が老朽化しているため、望遠鏡を修繕するなど対策を検討していきます。 ・来場者を増やすため、魅力ある番組作成やインターネットを利用した広報活動など、市外の人々にもPRしていきます。	
	・自然事象への興味を深めるため、天体観望会を開催します。	・天体観望会を文化センター屋上で行いました。（回数7回、参加人数137人）	生学			
	・デジタルシステムの機能を十分に発揮できるような、魅力的な映像番組を投影します。	・星空を中心にした番組、家族で楽しみながら学ぶ番組、宇宙科学をテーマにした番組の3種類の番組を用意し、来館者が選べるようにしました。	生学			
	○図書館運営の充実					
	・市民の読書を支援するとともに、地域や市民の課題解決に必要な各種資料や情報の整備・充実に努めます。	・図書館資料の整備・充実に努めるとともに、廃棄図書のリサイクルを実施しました。 ・窓口、電話等による市民からの各種資料及び情報提供の依頼に随時対応しました。（レファレンス実績中央図書館3,705件、こども図書館5,618件）	生学	・中央図書館、分室、「こども図書館」とのネットワークが強化され、利用者の利便性の向上が図られました。 ・「こども図書館」の利用が盛況でした。	・蔵書を充実させるとともに、近隣市を含む他の公立図書館との相互貸借の制度等を活用し、充実した読書活動が行えるよう努めます。	
	・中央図書館と公民館図書室とのネットワークを強化し、利便性の向上を図るとともに、こども図書館の整備を推進します。	・中央図書館、分室、「こども図書館」のネットワークを強化し、市民サービス向上に努めました。 ・中央図書館、児童館と行事等での連携を図り、利用促進に取り組みました。	生学	・「子どもの読書まつり」「小学生のための本の紹介とおはなし会」の開催をとおして、子供たちにより多くの本を紹介することで、読書への動機付けが図られました。	・中央図書館と公民館図書室のネットワークの強化を図り、利便性の向上に努めていきます。 ・「こども図書館」の一層の利用促進を図ります。	
	・おはなし会をはじめ各種行事におけるブックトークや読み聞かせを魅力あるものとし、子供の読書活動への支援を推進します。	・「子ども読書まつり～ページをめくればどきどきわくわく～」を開催し、年代別おすすめ本の展示及びブックリストの配付を行いました。また、「小学生のための本の紹介とおはなし会」を行いました。	生学	・ダイジー図書の新規作成により、視覚障害者の読書の機会の拡大が図られました。	・共催団体（北本子どもの本を楽しむ会）と連携し、おはなし会や行事をより充実させていきます。	
	・視覚障がい者などに対するダイジー図書の貸出サービスを推進します。	・視覚障害者等向けの音声サービスの充実を図るため、日々の新聞情報や図書館蔵書について、ボランティアの協力を得ながらダイジー図書を作成しました。（ダイジー図書貸出1,932件）	生学		・継続的にダイジー図書の蔵書点数を増やして、サービスの充実を目指します。	

施策	■主な取組		所管課	教育委員会の自己評価	課題・方向性	計画書
	事業	個別取組				
施策3 文化財保護の推進						P78
○文化財の調査・研究						
	<p>* ・デーノタメ遺跡、石戸城跡など、後世に引き継ぐべき貴重な文化財について、歴史学、考古学、美術史学、建築学、民俗学等、様々な観点からの調査・研究を推進していきます。特にデーノタメ遺跡出土の漆塗り縄文土器等や有機質の遺物群については、その価値を明確にするため、専門調査機関の協力により調査研究を進めます。</p>	<p>・デーノタメ遺跡については、保存に向けて文化庁、埼玉県と協議を進めました。出土遺物の分析作業については、木材の樹種同定、土壌サンプル中の微細な種実抽出と分析、土器表面に残る種実圧痕の調査、各種年代分析等を進めました。また、遺跡の構造、性格等を確認するため、現地における内容確認調査を実施し、住居跡の分布状況の確認を行いました。 ・デーノタメ遺跡の出土遺物の内、真空凍結乾燥法による化学処理を行った木製品17点については、接着・接合を行い復元、彩色により安定保存処理を行いました。</p>	文化財	<p>・デーノタメ遺跡の出土遺物の分析、内容確認調査により、遺跡の構造、性格、規模等を明らかにしました。また、調査成果の一部は刊行された「デーノタメ遺跡調査概要報告書」に掲載されました。 ・2月にはデーノタメ遺跡にかかるシンポジウムを開催し、文化センターホールの定員を超える参加者のもと盛会となり、市民への遺跡の魅力についてアピールができました。</p>	<p>・デーノタメ遺跡については、遺跡の重要性を公表するため「総括調査報告書」刊行が急務であることと、さらに理解を深めるための2回目のシンポジウム開催など、文化財の啓発に一層取り組んでいきます。また、遺跡の遺構と遺物の分析をさらに進めるため、昨年組織された調査指導委員会での指導と、国・県との協議と続け、保存に向けた対応を進めていきます。</p>	
○埋蔵文化財調査及び報告書の刊行						
	<p>・埋蔵文化財包蔵地における開発行為の際の届出等や事前調査についての周知徹底に努めるとともに、開発の内容により発掘調査を実施して埋蔵文化財の保存を図ります。</p>	<p>・埋蔵文化財包蔵地における開発事業に先立ち、記録による保存措置のため、4件（石戸城跡第4次、氷川神社北遺跡第5次、No.82遺跡第2次、下宿遺跡第8次、）の発掘調査を実施しました。</p>	文化財	<p>・文化財保護法に則り、事業者・地権者と協議・調整を行い、開発事業等に伴う埋蔵文化財の適切な取扱いに努めることで、文化財の保護を図ることができました。 ・開発事業に伴う発掘調査結果について報告書を刊行し、文化財の記録保存を図ることができました。</p>	<p>・今後も開発事業等に伴う埋蔵文化財の取扱いについて、文化財保護法に則り適切に対応してまいります。 ・試掘及び発掘調査が増加傾向にあることから専門職員の配置を検討してまいります。</p>	
	<p>・民有地の遺跡についてその保護を図るとともに、開発等で保存が危惧される遺跡について地権者や地域住民の理解を得て試掘および発掘調査の実施に努めます。また、発掘調査の結果について、順次報告書を刊行します。</p>	<p>・個人住宅、分譲住宅の建設及び道路建設等に伴い、32件の試掘（範囲確認調査）を実施し、遺跡の範囲確認を行いました。 ・送電鉄塔立替工事に伴い発掘調査した遺跡について、その調査結果を北本市埋蔵文化財調査報告書第20集「如意寺遺跡」として刊行しました。</p>	文化財			

* デーノタメ遺跡・・・「デーノタメ」は、北本市を南北に流れる江川の支流付近に、昭和40年代まであった約千㎡の湧水池の名前。遺跡はこの湧水池を囲む6万㎡程で、縄文中期後期の水場遺構や漆塗土器が発見されている。

施策	■主な取組		所管課	教育委員会の自己評価	課題・方向性	計画書
	事業	個別取組				
○指定文化財の保存・管理						
	<ul style="list-style-type: none"> 市指定文化財について、将来において良好な状態を維持できるよう適正な保存・管理に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 市が設置している指定文化財の標柱及び説明板のうち、老朽化した寿命院の「寿命院板石塔婆」説明板の建て替えを行いました。 石戸蒲ザクラ、エドヒガンザクラ等の植物文化財について、専門業者に委託し、年間を通して管理を行いました。樹勢回復事業では、エドヒガンザクラを継続して実施し、また石戸宿6丁目地内のドウダンツツジについて、昨年引き続き樹勢回復による土壌改良を実施しました。 石戸蒲ザクラの適切な保存管理に向け「石戸蒲ザクラ保存検討委員会」を組織しました。 	文化財	<ul style="list-style-type: none"> 国、県及び市の指定文化財については、所有者、関係機関と連携を図りながら、文化財の適切な保存、管理並びに公開に努めることができました。 文化財指定に向けて調査を進めてきた幟旗2件について、文化財保護審議会へ諮問を行い、文化財の保存に向けて取り組むことができました。 	<ul style="list-style-type: none"> 今後も、地域に潜在している文化財の調査を実施し、市指定文化財として保護し、その活用を図っていきます。 指定文化財のうち、崩壊や劣化が認められるものについては、修復及び復元をし、適切に保存を図っていきます。 	
	<ul style="list-style-type: none"> 指定以外の文化財について、その把握に努め、将来保存していくべき文化財については、市指定文化財に指定し、保護と活用を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> 新たに指定した「荒井の富士塚」について、老朽化した石段の修繕費の一部を補助金として交付し、参拝者の安全の確保と文化財の保存管理に努めました。 本宿天神社の幟旗については、書としての価値や幟旗そのものの歴史的価値を調査し、文化財保護審議会に指定文化財として諮問を行いました。また、石戸宿天神社所有の幟旗についても、既存の指定幟旗と同様の価値を有することから、新たな文化財指定に向けて諮問を行いました。 	文化財			
○文化財保護思想の啓発						
	<ul style="list-style-type: none"> インターネットによる文化財情報の公開や市広報・文化財関係誌等への掲載、学校や地域との連携による体験学習の実施、案内板・説明板の整備等を図り、より多くの人々が文化財に接することができるよう努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 市庁舎1階の展示スペースにてスポット展示「デーノタメ遺跡が語るもの」展を通年で開催しました。発掘された遺物の展示や遺跡の重要性を写真パネルにより紹介し、縄文時代の古環境や縄文人の「食」について情報発信しました。 学校と地域連携による体験学習について、小・中学校社会科支援授業、市役所出前講座、高齢者学級、自治会主催歴史探訪会等を開催しました。(24回開催、延べ1,139人参加) 	文化財	<ul style="list-style-type: none"> 発掘調査の写真展示や出土品展示などにより、文化財に親しむ機会が提供されました。 学校や公民館等と連携を図り、体験学習や出前講座を実施することで、児童生徒や市民に市の歴史や郷土の文化にふれる機会を提供することができました。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、各種資料や文化財等を活用した出前講座、体験学習、歴史探訪会等を実施していきます。 参加者が子供や高齢者など偏りが見受けられ、他年齢層への啓発について、検討していきます。 	

施策	■主な取組		所管課	教育委員会の自己評価	課題・方向性	計画書
	事業	個別取組				
○文化財の収集・整理・公開						
	・市内に残る古民具、古文書、古写真等の資料について、現状では失われてしまう恐れがあるものを積極的に収集し保存します。	・元禄10年の古地図(個人所有の市指定文化財)、旧家の古文書など、3件131点の歴史的資料を収集しました。	文化財	<ul style="list-style-type: none"> 古民具の収集や古文書の解説を行い、失われつつある民俗資料の保存・整理を図ることができました。 市内の古文書など地域資料を活かした学習講座を通して、郷土の歴史や当時の生活様式などに触れる機会が提供できました。 (仮称)埋蔵文化財センター改修に向けた実施設計業務を行いました。 	<ul style="list-style-type: none"> 保管する文化財資料の目録化を進めていますが、今後も資料の増加が見込まれるため、保存・保管施設の確保が課題となっています。改修を予定している(仮称)埋蔵文化財センターにおける利用を具体的に進めていきます。 子供から大人まで多くの市民に本市の歴史を学習する場として、さらに、デーノタメ遺跡出土「漆塗り土器」や下宿遺跡出土「仏像線刻画紡錘車」等の貴重な埋蔵文化財を適正に保存し、後世に伝えていくため、(仮称)埋蔵文化財センターの早期の開設を図っていきます。 	
	・収集された文化財については、体系的な整理作業を行い、目録化することで、貸出しや展示などの活用の利便性を図ります。	・古文書資料について、収集した古文書1点ごとの番号を付し、内容を読み解き目録化して保管しました。	文化財			
	・郷土資料館等の常設展示スペースを確保し、歴史や文化遺産を活用した学習拠点づくりを進めます。	<ul style="list-style-type: none"> 地域資料を活用した学習支援活動として、市史講座を開催しました。(古文書を読む「古文書を読むための基礎講座」全9回、地域資料読解の会「時代背景から見た石戸トマト」) 旧給食センター施設の再利用に係る協議を関係部署と進め、(仮称)埋蔵文化財センターの実施設計に取り組みました。 	文化財			
○郷土芸能の振興及び後継者の育成						
	<ul style="list-style-type: none"> 郷土芸能大会や地域での伝承・普及活動等、各保存団体の後継者育成事業を支援するとともに学校教育現場と連携を図り、郷土芸能保存団体と交流できる環境を整備し、継続的な伝承活動につなげます。 	<ul style="list-style-type: none"> 郷土芸能保存団体の広域交流、市外技能発表会等への参加等、郷土芸能の発展と伝承、後継者育成活動に対し補助金を交付しました。(北本市郷土芸能保存団体連合会へ 189,000円) 後継者育成事業として、2月19日第18回北本市郷土芸能大会を開催しました。(出演6団体、招待2団体、来場者538人) 	文化財	<ul style="list-style-type: none"> 市広報紙や地域へのポスター掲示、埼玉県イベント登録など、郷土芸能大会開催の案内を行い、郷土芸能の保存・伝承について周知することができました。 北本まつり宵まつりに7団体、産業まつりに2団体参加し、特に「宵まつり」では、駅西口広場ロータリーでお囃子競演を行い、多くの市民に郷土芸能の周知を行うことができました。 	<ul style="list-style-type: none"> 学校教育現場との交流については、新規の楽器の購入等の経費負担が発生します。郷土芸能保存団体は財政的な基盤が弱いことから、今後も継続的に学校と連携していくためには、補助金の確保に務めていきます。 	
○歴史的資料としての私文書・行政文書の収集・整理						
	・市内の旧家に残る古文書や古写真について、所有者等の協力を得て積極的に収集し、解説を行い資料化します。	・市内に残されている文書について、文書のコピー、データ化等を行い整理を進めました。	文化財	<ul style="list-style-type: none"> 貴重な古文書(旧家文書)や行政文書を収集し、整理・保存を図ることができました。 	<ul style="list-style-type: none"> 市内に残されている歴史資料の収集・保管・整理を引き続き行っていますが、文書保管場所の確保が課題となっています。(仮称)埋蔵文化財センター内での保管機能について、具体的に検討を進めていきます。 	
	・行政文書について、廃棄年限を過ぎたものの中で市政に関する重要な文書の保存を図ります。	・行政文書の廃棄文書のうち、制度改正、議会、施設建設、イベント開催等に関連したトピック的な文書を中心に約200点の収集、整理を行いました。	文化財			

施策	■主な取組		所管課	教育委員会の自己評価	課題・方向性	計画書
	事業	個別取組				
	○（仮称）埋蔵文化財センター整備事業の推進					
	<ul style="list-style-type: none"> ・建物の狭隘化と老朽化が顕著なっている現在の「郷土資料室」に代わり、文化財の収集、公開、整理を行うため、旧給食センターを活用した「埋蔵文化財センター」の整備を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・すでに埋蔵文化財センターの整備を行っている、各自治体の視察や、国、県との協議を行いながら、改修に向けた実施設計業務を行いました。 	文化財	<ul style="list-style-type: none"> ・年度末には実施設計を仕上げる事ができました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・H29年度以降の工事費を確保することができず、事業の停滞を招きました。今後は補助金等の確保と工事費の抑制が課題となります。 	
施策4 文化芸術活動の推進						P81
	○市民文化祭の開催					
	<ul style="list-style-type: none"> ・市民に文化芸術の発表の場を提供するとともに、文化芸術に親しむ人々の輪を広げるため、市民文化祭を開催します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の創造性と地域に根ざした芸術文化の育成を図るため、第51回市民文化祭芸術展を開催しました。（11月、出品点数962点、来場者数3,988人） 	生学	<ul style="list-style-type: none"> ・来場者と出品者が作品について語り合う姿も見られ、市民の文化意識を高めるとともに、出品者相互の交流を深めることができました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・より多くの方に出品していただくとともに、来場していただくため、企画及び広報活動をさらに充実していきます。 	
	○市民文芸誌の刊行					
	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の文芸活動の振興を図るため、詩、俳句、小説等を公募して、市民文芸誌を刊行します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・小学生から高齢者の方まで幅広い年代の作品を掲載した、市民文芸誌「むくろじ第40号」を発行しました。（応募者数一般71人、ジュニア141人、1部800円で販売） 	生学	<ul style="list-style-type: none"> ・小学生から高齢者の方まで幅広い年代の作品を掲載し、市民の文芸創作活動を促すとともに、北本市の文化の振興に寄与することができました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・より多くの方に作品を応募していただくために、広報活動を充実していきます。 	
	○文化団体等の活動の支援					
	<ul style="list-style-type: none"> ・文化団体等が行う事業活動について名義後援等を行い、団体等の活動を支援します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・さまざまな文化団体の活動状況などが掲載された、広報誌「いずみ」を発行するとともに、文化団体等が主催する発表会等について、名義後援（4件）をしました。 	生学	<ul style="list-style-type: none"> ・各文化団体が、その特色を生かした活動を行うことを促すことができました。 ・学習情報の問合せがあった際に、文化団体等の情報を提供することができました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・文化団体がさらに幅広く活動できるように配慮していきます。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・文化団体等の活動などを掲載した生涯学習情報誌を発行し、地域文化活動の活性化を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市内で活動するグループ・サークルの情報や刊行物の案内、公民館等案内をまとめた情報誌を発行（850部作成）し、公民館等の生涯学習拠点施設にて配布しました。 	生学			

6 評 価

【評価基準】

評価記号	評 価 要 素
A	期待水準を大幅に上まわる成果を挙げている。
B	期待する成果を挙げている。
C	期待する成果が十分に得られていない。

【点検・評価の集計結果】

評価記号	自己評価		外部評価者評価			
			清水委員		金子委員	
A	4 施策	14.8%	4 施策	14.8%	4 施策	14.8%
B	2 3 施策	85.2%	2 3 施策	85.2%	2 3 施策	85.2%
C	0 施策	0.0%	0 施策	0.0%	0 施策	0.0%
合 計	2 7 施策	1 0 0 %	2 7 施策	1 0 0 %	2 7 施策	1 0 0 %

*北本市教育振興基本計画に定める28の施策の内、「スポーツ活動の推進」に関する事務については、平成28年度から市長部局へ移管となったため、27の施策に対する点検・評価となります。

*各事務事業の評価に関することは、各担当課にお問合せください。

【点検・評価の施策ごとの結果】

基本目標及び施策	自己評価	外部評価者評価		主管課	施策の取組状況掲載ページ
		清水委員	金子委員		
I 確かな学力と自立する力の育成					
1 確かな学力の育成と指導方法の工夫・改善	B	B	B	学校教育課	7
2 時代の変化や社会の変化に対応する教育の推進	B	B	B	学校教育課	9
3 「教育に関する3つの達成目標」の推進	B	B	B	学校教育課	11
4 進路指導・キャリア教育の推進	B	B	B	学校教育課	12
5 本物にふれる事業の推進	B	B	B	学校教育課	13
6 ノーマライゼーションの理念に基づく特別支援教育の推進	B	B	B	学校教育課	14
II 豊かな心と健やかな体の育成					
1 基本的な人権を尊重する教育の推進	B	B	B	学校教育課	17
2 人権啓発活動の推進	B	B	B	学校教育課	18

3	心の教育の推進	B	B	B	学校教育課	18
4	ボランティア・福祉教育の推進	B	B	B	学校教育課	20
5	生徒指導・教育相談体制の充実	B	B	B	学校教育課	21
6	児童生徒の健康の保持増進	B	B	B	学校教育課	22
7	運動習慣の形成と体力向上の推進	B	B	B	学校教育課	24
8	安全教育の推進と安全管理の徹底	A	A	A	学校教育課	27
Ⅲ 質の高い学校教育の推進						
1	学校4・3・2制(小中一貫教育)をはじめとした異校種間連携の推進	A	A	A	学校教育課	30
2	地域に開かれた特色ある学校づくり、信頼される学校づくりの推進	B	B	B	学校教育課	30
3	教職員の資質の向上	B	B	B	学校教育課	32
4	教育環境の整備・充実	B	B	B	学校教育課	33
5	学校経営の改革推進	B	B	B	学校教育課	34
Ⅳ 家庭・地域の教育力の向上						
1	家庭教育に関する学習機会の充実とPTA活動の推進	B	B	B	生涯学習課	37
2	地域の教育推進体制の充実	A	A	A	生涯学習課	37
3	子どもの読書活動の推進	B	B	B	生涯学習課	38
4	地域活動室事業と学校応援団の活動の推進	B	B	B	学校教育課	39
Ⅴ 生涯学習とスポーツの振興						
1	生涯学習による生涯学習のまちづくりの推進	A	A	A	生涯学習課	42
2	学習施設の整備・運営の充実	B	B	B	生涯学習課	44
3	文化財保護の推進	B	B	B	文化財保護課	46
4	文化芸術活動の推進	B	B	B	生涯学習課	49

【主管課における自己評価のまとめ】

<p>教育総務課 平成28年度 事業まとめ</p>	<p>平成25年度末での全小・中学校校舎の耐震補強工事完了に伴い、当課の重点施策は完了及び評価終了となりました。平成28年度は学校給食の地産地消の推進や、校務用パソコンの更新事業等を実施し、児童生徒の健康の保持増進及び教育環境の整備を図ることができました。次年度以降も、安全な学校給食の提供と教育環境の整備・充実に向けて取り組んでまいります。</p>
-----------------------------------	---

<p>学校教育課 平成28年度 事業まとめ</p>	<p>基本目標Ⅱ-8の安全教育の推進等に関する施策については、点検活動やアンケートから作成された「安全マップ」の活用及び安心パトロール活動など、I S S 認証取得校の取組が全校で実践できたため「A」評価としました。また、基本目標Ⅲ-1の学校4・3・2</p>
-----------------------------------	--

	<p>制（小・中一貫教育）の推進等に関する施策についても、全中学校区において特色ある研究主題を設定し、9年間の学びの連続性を重視して、発達段階に応じた課題解決が図れたため「A」評価としました。</p>
<p>生涯学習課 平成28年度 事業まとめ</p>	<p>放課後子ども教室は市内全8教室で実施した上で、「北本市放課後子ども総合プラン」に基づき、共通プログラムを全教室において年1回実施し、児童の放課後の安全・安心を確保するとともに、多様な体験活動を促進することができたため、基本目標Ⅳ-2の施策について「A」評価としました。また、市民大学きたもと学苑では、新しい市民教授も増えたことにより226講座が開設され、市民一人ひとりのニーズに応じた体系的・総合的な学習を支援する講座を開設することができ、延べ2,590人の方に受講していただきました。そのため、基本目標Ⅴ-1の施策について「A」評価としました。</p>
<p>文化財保護課 平成28年度 事業まとめ</p>	<p>デーノタメ遺跡の関連事業では、整理調査、発掘調査において新たな成果がありました。これについては、調査概要報告書の刊行及び市民対象のシンポジウムにおいて広く公開し、遺跡の魅力を伝えることができました。しかし、（仮称）埋蔵文化財センターの整備については、実施設計にとどまり、その後の工事の目途がたっていないため、基本目標Ⅴ-3の施策の全般について「B」評価としました。</p>

（注1）平成27年度まで「生涯学習課」において所管していました次の事務につきましては、組織改編に伴い、平成28年度から変更となりました。

- （1）文化財保護に関する事務の主管課は、平成28年度より新設されました「文化財保護課」となりました。
- （2）文化財保護を除く生涯学習・社会教育に関する事務の主管課は、引き続き「生涯学習課」となります。

（注2）平成27年度まで「体育課」において所管していました次の事務につきましては、組織改編に伴い、平成28年度から変更となりました。

- （1）学校保健体育に関する事務の主管課は「学校教育課」となりました。
- （2）生涯スポーツに関する事務は市長部局に移管となりました。

※上記の事務移管に伴い、現在「体育課」の設置はございません。

【外部評価者講評】

埼玉大学名誉教授 清 水 誠 (敬称略)

教育行政の重点施策に沿って推進された27の施策に基づく事業の実施状況について点検評価を行った結果からは、すべての項目において期待する成果を挙げていることを認めることができた。特に、基本目標Ⅱの施策8「安全教育の推進と安全管理の徹底」、基本目標Ⅲの施策1「学校4・3・2制(小中一貫教育)をはじめとした異校種間連携の推進」、基本目標Ⅳの施策2「地域の教育推進体制の充実」、基本目標Ⅴの施策1「生涯学習による生涯学習のまちづくりの推進」においては、期待水準を大幅に上回る成果を挙げていることを認めることができた。施策によっては、到達目標の数値化が難しい内容もあるが、今後も、指標にも掲げる「市民大学きたもと学苑の講座数」のように、可視化できる下位の計画の目標を設定し、その結果をみながら事業の修正をしていただければ幸いである。

元埼玉県教育局南部教育事務所所長 金 子 美智雄 (敬称略)

北本市教育振興基本計画も実施されて4年目が終了し、教育行政全般に亘り、適正な管理・運営が図られており、各課のすべての施策において期待する成果が認められる。ことに、基本目標Ⅱの施策8「安全教育の推進と安全管理の徹底」、基本目標Ⅲの施策1「学校4・3・2制(小中一貫教育)をはじめとした異校種間連携の推進」においては、北本市独自の事業として実施し、期待以上の成果が認められた。また、基本目標Ⅳの施策2「地域の教育推進体制の充実」でも、市内全小学校に子供教室を設置し、児童の放課後の安全・安心を確保し、多様な活動を促進するなど、期待水準を上回る成果を認めることができる。全般に亘り教育委員会の自己評価も、適正と思われる。

今後は、5ヵ年計画のまとめとして、各課で設定した施策の数値目標の達成に向けた、さらなる取り組みに期待したい。



～平成29年度 外部評価会の様子～

7 指標一覧

北本市教育振興基本計画において定められている数値目標について、平成28年度末におけるその状況は次のとおりでした。

関連施策	指標	平成27年度末	平成28年度末	教育振興基本計画の目標 (平成29年度末)
I 1ほか	「教育に関する3つの達成目標」における基礎学力定着度 *1			95.0%
II 7	体力テストの結果で全国平均を上回っている項目数の割合	67.36%	% *2	85.0%
III 3	小・中学校校舎の耐震化	100%	100%	100%
IV 2ほか	放課後子ども教室	8校	8校	8校
IV 4	地域活動室活用推進のボランティア登録者数	4,998人	5,017人	5,000人
V 1	市民大学きたもと学苑の講座数	198講座	226講座	150講座
V 1	人財情報バンク登録者数	145人	157人	150人
V 1	市役所出前講座	29件/年	25件/年	20件/年
V 2	市民1人当たりの公民館年間利用回数	6.9回	7.3回	7.2回
V 2	市民1人当たりの図書資料年間貸出点数	4.3冊	5.6冊	4.3冊
V 3	市民1人当たりの社会体育施設(学校体育施設開放を含む)年間利用回数	5.15回	※市長部局へ事務移管	5.00回
V 4	市指定文化財数	47件	49件	60件
V 4	小中学校学習支援講座数	11講座	12講座	20講座

*1. 埼玉県が実施していた定着度を測る効果の検証は、平成25年度末で終了したため、現在、数値化は行っていませんが、当該達成目標の理念に基づく取組は継続しています。

*2. 体力テストの結果については、全国平均値が、翌年11月頃に発表され、点検評価報告書の作成時期以降の情報となることから、発表後に掲載いたします。

8 教育委員会の活動状況

(1) 教育委員会会議

区分	日付	報告・議案件数	議事内容
定例	4月28日	報告 3件	平成27年度各小中学校第3学期の状況、平成27年度学力向上・生徒指導推進事業実施状況等の報告。
		議案 2件	平成28年度教育委員の学校訪問、就学支援委員会委員の委嘱等の議案の議決。
定例	5月26日	報告 4件	要保護及び準要保護児童生徒の認定状況等の報告。
		議案 4件	北本市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部改正、学校協議会委員・外部評価委員の委嘱等の議案の議決。
臨時	6月14日	議案 1件	平成28年第2回北本市議会定例会の一般質問に係る答弁の議案の議決。
定例	6月24日	報告 3件	教育長の決裁処分等の報告。
		議案 6件	行政財産の用途の変更、社会教育委員の委嘱、北本市指定文化財の指定等の議案の議決。
定例	7月28日	報告 2件	教育長の決裁処分等の報告。
		議案 4件	教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書等の議案の議決。
定例	8月25日	報告 5件	次期北本市教育振興基本計画の策定着手、平成28年度教育委員の学校訪問のまとめ、平成28年度各小中学校第1学期の状況等の報告。
		議案 3件	教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書等の議案の議決。
臨時	9月9日	議案 1件	平成28年第3回北本市議会定例会の一般質問に係る答弁の議案の議決。
定例	9月21日	報告 2件	第1回きたもとピアノフェスティバルの開催等の報告。
		議案 1件	平成29年度当初教職員人事異動の方針の議案の議決。

臨時	10月12日	議案 3件	教職員の人事等の議案の議決。
定例	10月27日	報告 4件	平成29年北本市成人式開催概要等の報告。
		議案 1件	北本市立小・中学校児童生徒の出席停止の命令の手続に関する規則の一部改正の議案の議決。
定例	11月24日	報告 3件	平成28年度遺跡発掘調査等の報告。
		議案 7件	平成29年度埼玉県学力・学習状況等調査の参加意向に対する意見等の議案の議決。
臨時	12月6日	議案 1件	平成28年第4回北本市議会定例会の一般質問に係る答弁の議案の議決。
定例	12月22日	報告 2件	第51回北本市市民文化祭文化のつどいの実施等の報告。
		議案 2件	次期北本市教育振興基本計画、平成29年度北本市立小・中学校入学通知等の議案の議決。
定例	1月26日	報告 3件	平成28年度各小・中学校第2学期状況、平成29年北本市成人式等の報告。
		議案 3件	次期北本市教育振興基本計画、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱等の議案の議決。
定例	2月15日	報告 3件	教育長の決裁処分等の報告。
		議案 3件	次期北本市教育振興基本計画、平成29年度予算案に関する意見の聴取、教職員（管理職）の人事内申等の議案の議決。
臨時	3月6日	議案 1件	平成29年第1回北本市議会定例会の一般質問に係る答弁の議案の議決。
定例	3月23日	報告 9件	平成28年度就学支援委員会の支援結果、市民大学きたもと学苑の平成28年度の実施状況、北本市野外活動センター平成29年度事業計画等の報告。
		議案 14件	平成29年度教育行政の重点施策、北本市教育委員会事務局組織規則の一部改正、北本市教育委員会事務専決規程の一部改正等の議案の議決。

(2) 総合教育会議

日付	議題 件数	議事内容
5月26日	議題 2件	児童生徒等の安全対策についての報告・提案、国際化に対応するための英語教育の強化についての報告・提案
8月25日	議題 2件	教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の報告、次期北本市教育振興基本計画と北本市教育施策大綱についての報告
2月15日	議題 2件	次期北本市教育振興基本計画と北本市教育施策大綱についての報告、北本市児童生徒数等見込みについての協議

(3) 学校訪問・社会教育施設等訪問

区分	日付	概要
学校訪問	6月30日	東小学校、西小学校 中丸東小学校、西中学校
学校訪問	7月4日	石戸小学校、南小学校 栄小学校、北本中学校
学校訪問	7月6日	中丸小学校、北小学校 東中学校、宮内中学校
社会教育施設等訪問	10月12日	体育センター、中丸公民館、東部公民館 学習センター、西武公民館



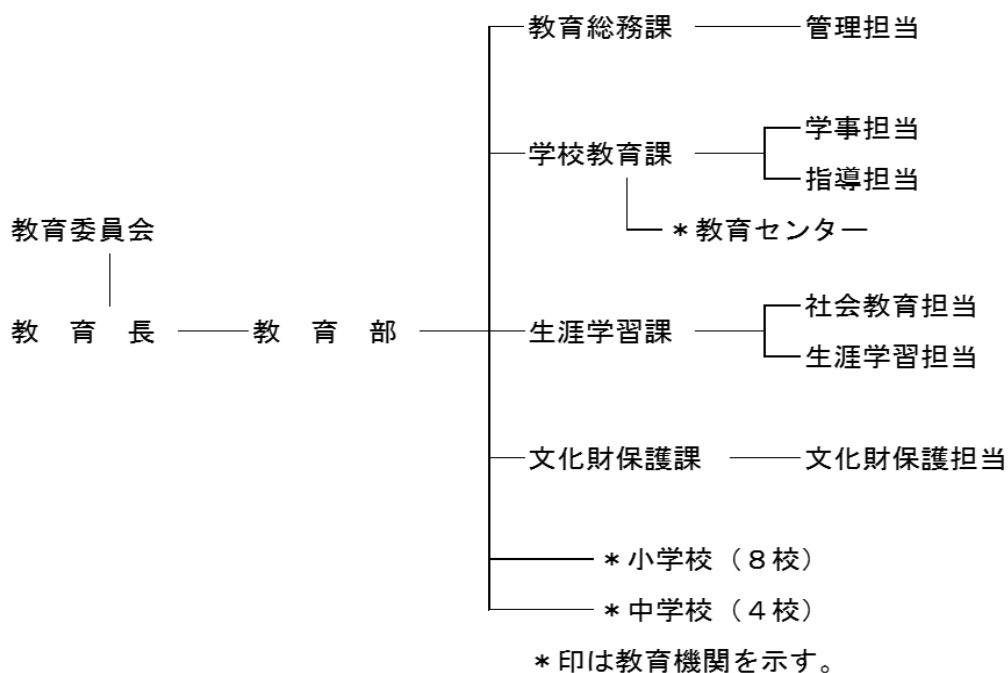
平成28年度第1回総合教育会議の様子

9 資 料

(1) 教育委員会教育長・教育委員 (平成29年3月31日現在)

職 名	氏 名	教育長・教育委員の任期
教 育 長	真 尾 正 博	平成27年 7月1日～平成30年 6月30日
職務代理者	島 寄 直 子	平成21年 7月1日～平成29年 6月30日
委 員	大保木 道子	平成22年10月1日～平成30年 9月30日
委 員	金 井 裕	平成25年 4月1日～平成29年 3月31日
委 員	安 田 美詠子	平成26年10月1日～平成30年 9月30日
委 員	鈴 木 義 信	平成27年10月1日～平成31年 9月30日

(2) 教育委員会の組織 (平成29年3月31日現在)



○ この図以外に、課に属する施設等

生涯学習課 …… 野外活動センター、中央公民館、中央図書館、こども図書館
 南部公民館、東部公民館、西部公民館、北部公民館、中丸公民館
 学習センター、勤労福祉センター、コミュニティセンター
 視聴覚ライブラリー

(3) 公立学校施設

ア 小学校

(平成28年5月1日現在)

学 校 名	児童数 (人)	学級数
中丸小学校	4 5 7	1 7
石戸小学校	3 0 5	1 3
南小学校	4 2 3	1 6
栄小学校	1 1 0	8
北小学校	4 5 0	1 5
西小学校	6 1 6	2 1
東小学校	4 8 5	1 8
中丸東小学校	2 9 6	1 3
小学校合計	3, 1 4 2	1 2 1

イ 中学校

(平成28年5月1日現在)

学 校 名	生徒数 (人)	学級数
北本中学校	6 2 0	2 0
東中学校	5 4 6	1 7
西中学校	2 4 3	1 0
宮内中学校	3 9 0	1 4
中学校合計	1, 7 9 9	6 1

(4) 北本市教育施策大綱

北本市教育施策大綱

(平成27年度～平成29年度)

○基本理念

これからの社会において、北本の子どもたちが自立し、また、自らを律しつつ、他者との関係を深めながら人生を切り拓き、幸福な生涯を実現するとともに、北本市の将来を担い、わが国の持続的な発展を支えていく力をはぐくむために、教育は重要な使命を担っています。

この使命を果たすため、本市の教育行政を進めていく上での基本的な考え方として、次の基本理念を掲げます。

「共に学び 未来を拓く 北本の教育」

○基本目標

I 確かな学力と自立する力の育成

教育の質を充実させるため、小学校における30人程度の学級編制など、指導方法の工夫・改善に努めます。また、時代の変化や社会の変化に対応する教育を推進し、児童生徒の生きる力を育成します。

さらに、本物にふれる事業を推進し、児童生徒の豊かな感性をはぐくむとともに、特別な教育的支援を必要とする子どもたちに対する支援体制等の整備を推進します。

II 豊かな心と健やかな体の育成

自他を認め、尊重し合い、差別のない明るい社会づくりを目指すため、基本的人権を尊重する教育及び人権啓発活動の推進を図ります。

学校においては、心の教育やボランティア・福祉教育の充実と、いじめや不登校、暴力行為などの問題解決に積極的に取り組みます。また、児童生徒の健康の保持増進、体力向上と安全教育の推進に努めます。

III 質の高い学校教育の推進

地域に開かれた特色ある学校づくり、信頼される学校づくりを推進し、教職員の資質の向上や教育環境の整備を推進します。

また、幼稚園、保育園、小・中学校の連携や小中一貫教育を推進し、幼児期から義務教育9年間を見通した教育活動を行います。

IV 家庭・地域の教育力の向上

基本的な生活習慣や倫理観、自制心や自立心などを身に付けさせることができる環境を整えるため、家庭教育の支援や地域の教育推進体制の充実を図ります。また、子どもの読書活動、地域活動室事業、学校応援団の活動の推進を図り、地域の教育力の向上と、学校における教育活動の充実を図ります。

V 生涯学習とスポーツの振興

生涯学習による生涯学習のまちづくりの実現を推進するとともに、生涯学習の活動の拠点となる学習施設の整備・運営の充実に努めます。

また、市民が主体的にスポーツ活動に取り組むことができるよう、県や関係団体等と連携して、競技スポーツの基盤づくりに努めます。

さらに、北本の歴史・伝統・文化への理解を深め、次の世代に守り伝えるため、貴重な文化財の保存・活用を進めるとともに、市民の文化芸術活動を推進します。

北本市教育施策大綱

○基本理念

「共に学び 未来を拓く 北本の教育」

○基本目標

- I 確かな学力と自立する力の育成
- II 豊かな心と健やかな体の育成
- III 質の高い学校教育の推進
- IV 家庭・地域の教育力の向上
- V 生涯学習とスポーツの振興

計画

北本市教育振興基本計画
(平成25年度～平成29年度)

(平成28年度実施事業)

教育委員会の事務に関する点検評価報告書

発行 平成29年8月

編集 北本市教育委員会

〒364-8633 埼玉県北本市本町1丁目111番地

T E L 048-591-1111

F A X 048-592-5997

U R L <http://www.city.kitamoto.saitama.jp>

E-mail a04400@city.kitamoto.lg.jp



〔シンボルマーク〕



〔市の木〕 さくら



〔市の花〕 菊